

東京都基礎自治体における青少年教育施設設置状況の推移

大山宏[†]

[†] 東京大学大学院教育学研究科

本論文は、東京都教育庁が実施した青少年教育施設設置数に関する調査の結果を用い、東京都基礎自治体における青少年教育施設設置数の推移について検討することを目的とする。これまで東京都の青少年教育施設に関しては、1970年代までを主な対象とし、施設が設置される経緯に言及されることが多かった。一方で、青少年教育施設の設置状況の動向について、1980年代以降の実態を明らかにしてきたものはほとんどなかったと言える。そこで本論文では、施設設置数の減少の経緯にも着目し、現代にいたるまでの設置状況の推移を明らかにしている。

キーワード：青少年教育施設，青年館，青年の家，社会教育施設

目次

1 はじめに

2 青少年教育施設設置の経緯

- 2.1 国の政策としての青少年教育施設
- 2.2 東京都における青少年教育施設

3 青少年教育施設の範囲

- 3.1 用語としての青少年教育施設
- 3.2 東京都教育庁による調査の対象

4 青少年教育施設設置状況の推移

- 4.1 青年館等の設置状況
- 4.2 東京都教育庁調査における施設設置数
- 4.3 青少年教育施設の廃止

5 おわりに

1 はじめに

青少年教育施設は社会教育施設の一種であり、青年期教育の観点からだけでなく、社会教育全般にとって大きな役割を果たしてきたとされる。例えば上野は“今日、青少年教育施設を取り巻く状況は厳しく、また青少年教育施設の独自の役割を解明することは容易なことではない”¹としつつも、青少年教育施設を通して学校教育制度を含めた青少年教育全体を見直していくことや、青少年教育施設の地域社会教育施設としての役割を再検討することの必要性に言及しているが、これは青少年教育施設のあり方を巡って、社会教育の課題が現出してくるのではないかと考えられているためである。

しかし、上野は“青少年教育施設の独自の役割を解明することは容易なことではない”とも言及しているが、その一つの要因として青少年教育施設という制度や用語の使われ方の不明瞭さがあげられるのではないだろうか。実際に上野は青少年教育施設について“その実態は自治体ごとに多様であり、また青少年教育施設にかかわる基本構想・計画など明らかではない”²と論じている。これまで、青少年教育施設とは具体的にどういった施設の事を指す言葉であり、それらが実際にどのような役割を果たしてきたかについては、しっかりとした検討が為されてきたとは言い難い状

態にあり、その根幹には明確な基準を持たないという、青少年教育施設の制度的な脆弱さがあると考えられる。また、この脆弱さを前提としつつ、青少年教育施設という用語が登場した当初から、教育委員会が所管する施設だけでなく、当時の運輸省や労働省、厚生省の補助金を用いて首長部局が所管する施設も多数設けられていたように、施設のあり方が多様化していたことも、青少年教育施設の実態を捉えにくくしている大きな要因だと言える。上野が指摘する青少年教育施設の実態の多様さは、こうした背景を受けて生じているものだと考えられる。

一方で、青少年教育施設を対象とした調査や研究は少なくない。特に東京都においては、他の道府県に比して公民館の設置が進まなかったという背景もあり、社会教育行政の中で青少年教育施設が果たした役割は大きいとされ、東京都教育庁をはじめ様々な組織・団体による調査が行われてきた。中でも特別区では多くの区で青年館が設置され、都市空間の中における青年の活動場所を提供する等、特徴的な動きが見られており、これらを対象とした様々な調査等が行われている。

小林は東京の社会教育行政の歴史的動向をまとめながら、こうした東京独自の青少年教育施設を巡る動きについて“東京都心部全域にはじめて都市型の地域社会教育施設が計画化されたという意味で注目される”³と論じているが、これは上野が言う青少年教育施設の地域社会教育施設としての役割への注目と重なる観点であると考えられる。さらに言えば、東京で青少年教育施設が求められた背景には、青年の流入と孤立といった都市空間に特徴的な課題があり、それまで農村的な地域性を背景としてきた社会教育施設とは異なる位置づけ方が必要となってきたことがうかがえる。“日本の大都市、変貌きわまりない現代都市にとって、社会教育とはいかなる存在であったのか”⁴という小林の課題提起にもあるように、都市空間という地域で、人々が新しい生活様式を獲得し、生産に関わる共同体への参画によるものとは異なる社会との結びつき方が求められるようになる中で、改めて社会教育の役割が問われていたのがこの時期であったのであろう。また、まさにそうした新しい生活様式を内面化しようとしていた青年において課題が表面化し、青少年教育施設という形式で地域社会教育施設の設置が進められたのではないとも考えられる

のである。

しかし、これらの調査を基に、東京都の青少年教育施設がどのように発展していったのか、その概要を取りまとめたものはほとんど存在していないのが現状であり、青少年教育施設の意義や役割を検討する基盤となる、施設の設置状況等についての検討が進められていない。様々な事例として、個々の施設の設立過程や運営の様子、さらには閉館に至るまでの記録は残されていることもあり、それらはそれぞれの地域の文脈の中で人々がどのように青少年教育施設を捉えていたのかを知るための貴重な資料となっている。しかし、個々の事例が全体的な社会の動きの中でどのように位置づくのか、言い換えればその事例から何を一般化して論じることができるのかが不明瞭であるため、各事例の記録も地域的な文脈の中に回収されてしまい、そこから広く何かを論じることが難しくなってしまうのではないだろうか。

都市空間における新しい社会教育の役割を考察するためには、本来は施設の設置状況に限定されない社会教育行政全体の動向や、民間の様々な活動の内実にも目を向けていく必要がある。しかし、青少年教育施設が東京の社会教育行政史の特徴の一つであるにも関わらずその設置状況に関する検討が進んでおらず、実態の把握が困難であることは、東京という日本を代表する都市空間における個人と社会の結びつきのあり方と、社会教育の意義を考察する際に、やはり大きな課題となっていると言わざるを得ない。本論文ではこうした課題意識に基づき、東京都における青少年教育施設の設置状況の推移について資料を基に概観するとともに、青少年教育施設を対象とした、東京都教育庁による調査の記録を取りまとめることでその設置状況がどのように推移していったのかを明らかにすることを目的とする。

2 青少年教育施設設置の経緯

2.1 国の政策としての青少年教育施設

青少年教育施設が制度としてどのように成立し、発展してきたのかをまとめた宮本によれば、青少年教育施設が必要とされるようになった背景には、戦後の青少年の不良化と基地周辺の風紀問題に対する世論の高まりがあり、それに対する

対策として青少年団体に目が向けられたことがあったとされる⁵。ただし1950年代半ばまではキャンプ等の野外活動の促進が中心であり、1955年に青少年教育施設整備費に対する国庫補助金の制度が始められてからも、設けられた施設を見ると青少年宿泊所や青少年野営訓練所をはじめとした、野外訓練施設としての性格が強いものが多かったことがわかる。

一方で1950年代前半には青年学級の改善に関する文脈で、青年に対する職業技術教育を行う施設の重要性が議論されていた。この議論の中で要望として出されていた青少年産業実習訓練施設としての機能を持たせる形で、1958年度予算の青少年教育施設整備に対する予算は、1957年度の20倍以上へ飛躍的に増額され、同時に名目も「青年の家」に変更されることとなる。

ここに至り、青少年教育施設の代表例とされる「青年の家」という文言が登場し、これによって青年のための社会教育施設は「青年の家」という統一名称で呼称されることになるのである。ただし、ほぼ同時期に文部省以外の省庁においても青年の家という名称が使われ始めており、1958年度の国の予算案では文部省の他に運輸省の「青年の家（ユースホステル）」と厚生省の「都市青年の家（勤労青少年ホーム）」の二つの項目が認められる。1959年に社会教育法の一部改正によって青年の家が社会教育施設として位置づけられたことで、それ以後は文部省のみが「青年の家」という呼称を用いるようになるもの⁶、用語としての「青年の家」の定義は当初から曖昧になっていたことがうかがえる。

また、こうした文部省所管の青年の家の実態についても、経緯の影響もあって大きく①野外訓練施設としての系譜と、②産業実習訓練施設としての系譜の二つに大別されることが指摘されている⁷。上野はその後の経緯について、1962年の中央青少年問題審議会の意見具申によって、青年の家や勤労青少年ホーム、ユースホステル等の施設が「健全育成施設」として位置づけられ、青年の家の基本的性格が変更されたと言及しており⁸、青少年の健全育成が施設の目的として掲げられるようになっていく。しかし、その後も青年の家は団体宿泊訓練に用いる宿泊型と、都市空間における日常生活施設である非宿泊型に大別されることが慣例となっており⁹、二つの系譜の影響は色濃く認められるのである。また、中央青少年

問題審議会の意見具申によって、一度は区分された勤労青少年ホームやユースホステルと再度同列に扱われたことは、社会教育施設の一つである青少年教育施設としての青年の家の定義が、再度曖昧になったことを示す出来事だったといえる。

2.2 東京都における青少年教育施設

1958年度の国による「青年の家」の予算化を受け、東京都では1959年度に「皇太子殿下御結婚記念事業」として八王子市に青年の家を建設した。これは予想以上の利用者数を記録し、その後も青年の家の建設が進められることとなる。

しかし一方で、青年の家は全て郊外に設置されたため、青年が常時利用できる施設とはなっていないことが、都心部の青少年教育関係団体のリーダー等から指摘されていた¹⁰。これを受け東京都は、都市青年の活動場所となる「青年館」設置への構想を1959年度に出し、予算化していくこととなる¹¹。これは特別区を対象とし、青少年の集会、読書、レクリエーション等余暇善用のための施設の設置に対し、東京都が補助金を支出するというものであり、各区に1館ずつ青年館を建設しようという計画であった。実際に1966年度までに、千代田区を除く22区に23館が設置されており、この計画は一定の成果をあげていたといえる。

この時、補助対象の要件の中に「青年館用地は、当該区内の土地であること」という文言が入れられており¹²、また特別区の中では世田谷区の青年の家等ごく一部を除いて宿泊設備を持たなかったことから、青年館は典型的な非宿泊型の青少年教育施設として構想されていたことがうかがえるであろう。東京都ではこれとほぼ同時期に、全都的な宿泊型の青少年教育施設として都立青年の家の整備も進めており、機能を区別したうえで、より日常的に使用することが想定される非宿泊型の施設の整備を基礎自治体である特別区に任せていたと考えられる。

ただし、こうした青年館設置の意図は、社会教育の現場にも共有されていたとは言い難く、例えば特別区で最も早く設置された葛飾青年館に関連して、当時の社会教育主事は後年“何のためにその青年館をつくるのかということころあたりがはっきりしないうちにもう設計図ができて、私が行ったときにはそれができ上がっていました。（中略）まあつくったのですけれども、いろいろもちろん活用されましたが、率直に言うともうち

よっと検討してから、各区がやってから設置した方が良かったのではないかと考えています”と振り返っている¹³。これは当初の青年館設置の動きが、東京都の構想を基に行政の主導で行われたことを示している。

こうした青年の家や青年館といった青少年教育施設設置の動きの根底には、国の産業・経済政策に基づく、全国からの特別区への若年人口の大量の流入がある。これらの青少年の都市生活への不適応に対応することが求められ、また折しも1957年頃から商店街で週休制が導入され、余暇善用が社会的関心事となったことで、青少年の活動場所が求められるようになっていった¹⁴。しかし戦後初期の都教委では社会教育における指導者の養成が重視される一方、施設設置はほとんど顧みられず、公民館等の設置率は常に全国最低を記録し続けていたということもあり、青少年教育施設の設置は喫緊の課題として位置づけられていったのである¹⁵。

東京の社会教育行政において青少年教育施設が重要であったとされるのは、こうした東京都における低い社会教育施設設置状況を受けてのことである。全国のおよそ7割の自治体が公民館を設置するに至っていた1952年度の段階で、都内で設置された公民館は16館に過ぎず、特別区に限定すればわずかに北区に3館設置されたのみであったことから見てとれるように¹⁶、それまで東京都では社会教育施設の設置は進んでいなかった。そうした状況にあって青少年教育施設の設置が進められたことは、その後の社会教育施設設置の原動力となるものであったのである。実際に、後年青年館から社会教育会館等に転用された事例も複数あり、青年館の設置をきっかけとして社会教育施設の充実が始まったのだと見ることができる。

ただし、青年館設置に対する補助金の支出は特別区を対象としたものであり、三多摩地区等には適用されなかったため、特別区とそれ以外では青少年教育施設・社会教育施設設置の経緯が異なる事には留意する必要があるだろう。三多摩地区では青少年教育施設の設置に対する補助金の制度が無かったため、青少年教育施設の設置は特別区以外ではそれほど進んだわけではなく、むしろ後年になって公民館等の社会教育施設が設置されていくことになる。しかし複数の自治体では、青年館の設置が始まるよりも早い時期に、青年研修

所等の名称で青少年教育施設が設置されており、青少年教育施設の必要性が認識されていないわけではなかった。

3 青少年教育施設の範囲

3.1 用語としての青少年教育施設

ここまで青少年教育施設の制度的な展開過程を追ったが、青少年教育施設はその定義が曖昧なまま今日に至っており、例えば同じ東京都内であっても特別区とそれ以外の自治体で違う捉えられ方をすることが示唆された。しかし、「青少年教育施設」は代表的な社会教育施設の一つとされ、様々に論じられるとともに、各種調査の対象とされてきているが、それらはどのような範囲の施設を「青少年教育施設」と位置づけていたのであろうか。

社会教育・生涯学習辞典によれば、青少年教育施設には“青年の家や少年自然の家といった学校以外の場で青少年教育を目的とする社会教育施設を意味する場合と、児童文化センターや勤労青少年ホーム、都市公園のような施設も含めて、広く青少年の健全育成に資する教育施設を総称する場合とがある”¹⁷とされており、青少年教育施設という用語で表される範囲が明確でないことが示されている。このように青少年教育施設の定義が統一されていないのは、先述のような歴史的な展開過程の影響の他に、代表的な社会教育施設である公民館・図書館・博物館等がそれぞれ個別法で規定されているのに対し、青少年教育施設は個別法の規定が無いためであると考えられる。実際に青少年教育施設を対象とした調査等でも、何をもって青少年教育施設と規定するかが統一されていない状況となっている。

「青少年教育施設」という用語の不明瞭さについて言及した先行研究としては、青山によるものがあげられる¹⁸。青山は、①文部科学省の「社会教育調査」、②内閣府の発行している『青少年白書』、③独立行政法人国立青少年教育振興機構の提供している「青少年活動場所ガイド」、④社団法人全国青少年教育施設協議会の加盟施設を取り上げ、それぞれがどのような施設を対象としているのかについて分析を行っている。

その結果によると、各調査等で「青少年教育施設」として扱われている施設の範囲は異なってい

ることが確認され、“〈青少年教育施設〉について議論する際、施設の実態が多様であることを前提とし、それぞれの概念が曖昧であることを自覚しながら、状況に応じて〈青少年教育施設〉を捉え返していくことが現実的”¹⁹であると結論付けられている。これは青少年教育施設という用語を用いる度に、そこで論じている「青少年教育施設」の範囲を確認する必要があることを示すものである。したがって、青少年教育施設に関する各種調査等の結果に触れる際には、まずそこで問われている青少年教育施設の範囲を確認する必要があるのである。

3.2 東京都教育庁による調査の対象

東京都の各自治体を対象とした調査で、最も継続的に青少年教育施設の設置数について数値を残しているのは、東京都教育庁によるものであろう。この調査は東京都教育庁が、都内の各自治体の教育委員会を対象として行っているものであり、全ての自治体から回答を得ている悉皆調査となっていることが大きな特徴である。したがって、各自治体の教育委員会が青少年教育施設であると判断している施設の数、そのまま記されていると判断できる。この調査の結果は、東京都教育庁内での担当部署名や報告書のタイトルの変更を何度か経ながらではあるものの、1962年度から毎年報告書が発行されており、各種社会教育施設の設置数や職員数、社会教育関係費の予算額等のデータが自治体毎にまとめられている²⁰。

この調査項目に社会教育施設一覧が初めて登場するのは1971年度であるが、当初の項目は「図書館」と「公民館・社会教育会館・青年館他」という名称であった。このため「青年館」という名称を用いていない青少年教育施設が含まれるかどうかは自治体毎に判断が分かれており、実際に三多摩地区ではすでに設置されているはずの青年研修所等の施設が記載されていない場合が多く、青少年教育施設の全数を算出することは難しくなっている。「青少年施設」という名称で青少年教育施設が公民館・社会教育会館とは別の項目として位置づけられ、施設設置数の自治体毎の項目が加えられるのは1974年度の報告書からであり、これ以降各自治体における青少年教育施設設置数を追うことができるようになっている。

ただし、先述の通り青少年教育施設は個別法に依る規定のない施設であるため、1974年以降の

データについても、実際に回答の詳細を見ると様々な施設が含まれており、その判断基準もまた一定ではないと考えられる。例えば1999年度の調査で青少年教育施設として回答されている施設は49あるが、その中には青年館や青年の家、少年自然の家といった代表的な青少年教育施設だけでなく、様々な名称の施設が含まれており、児童館等の教育委員会所管ではないと思われる施設を含めて回答している自治体もある。

調査でどのような施設が青少年教育施設として回答されているかを検討するために、東京都が行っている、青少年施設に関する別の調査報告書である『東京都の遊び場及び青少年施設の概況』と比較を行う。この調査は東京都生活文化局女性青少年部によって1999年度まで行われていたものであり、1974年度から毎年青少年関係施設の設置状況を記録している²¹。また、この調査も東京都の各自治体を対象とした悉皆調査となっており、教育庁による調査と比較、検討するために適していると考えられる。

生活文化局による調査の特徴は、施設の所管に拘らず、機能で分類を行おうとしている点にあり、調査を始めた当初から、青少年関係施設を機能毎に分類し、それぞれの設置数をまとめるという方法をとっている。その分類は、まず施設を青少年が直接利用対象となる施設（直接施設）と、一般住民とともに青少年も利用できる施設（間接施設）に大別し、直接施設はさらに(1)青年館等（非宿泊）、(2)青年の家等（宿泊）、(3)勤労青少年会館等、(4)児童館等の4項目に、間接施設は(1)図書館、(2)博物館等、(3)公民館等、(4)社会教育会館、(5)文化会館等、(6)福祉会館等、(7)市民会館等、(8)スポーツ施設、(9)保養所等、(10)ハイキングコースの10項目に分けるというものである。なお、直接施設の(1)青年館等と(2)青年の家等は宿泊設備の有無で分類されているが、これは特別区が設置した青少年教育施設のうち、宿泊設備を備えているものは青年館ではなく、世田谷区の青年の家や渋谷区の新島青少年センターのように別の名称が用いられていることから、少なくとも東京都においてはある程度定着した区別化であると考えられる。

生活文化局による調査の最終年度にあたる1999年度は、教育庁による調査でも青少年教育施設の一覧が載せられているため、この年度の報告書を用いて二つの調査で扱われている施設を比較した結果が表1である。

この表の中で、太字で表されている施設は、双方の調査で名前があがっているものである。この表を見ると、教育庁の調査において「青少年施設」とされている施設は、そのほとんどが生活文化局の調査において「青年館」または「青年の家」に分類されているものであることがわかる。これは教育庁調査における「青少年施設」が、直接施設

の中でも勤労青少年会館や児童館等を除外した、教育委員会が所管する狭義の青少年教育施設のことを表していることを示すものである。

生活文化局調査における「青少年施設」に目を向けると、「青年館」はほとんどの施設が教育庁調査と一致しているが、「青年の家」では自治体毎に判断が異なっていることがわかる。また、青

区市町村名	東京都教育庁調査「青少年施設」		東京都生活文化局調査「青少年施設」	
			青年館	青年の家
千代田区	軽井沢少年自然の家			軽井沢少年自然の家、メレーズ軽井沢、保田臨海学園
文京区				少年自然の家八ヶ岳高原学園、柏学園
台東区	台東青年館	台東青年館		軽井沢学園、少年自然の家霧ヶ峰学園、台東区自然の村あわ野山荘
墨田区	わんぱく荘、すみだセミナーハウス			すみだセミナーハウス
江東区	青少年センター、深川青年館並区民館	深川青年館、青少年センター		
目黒区	青少年プラザ（複合・中目黒スクエア）			目黒青少年プラザ
大田区	青年の家、大森西青年施設、矢口青年施設、平和島ユースセンター	青年の家、大森西区民センター青年施設、矢口区民センター青年施設		平和島ユースセンター
世田谷区	青年の家、池ノ上青少年会館	池ノ上青少年会館		世田谷区青年の家
渋谷区	神宮前青少年の家、初台青年館、代々木青年館、檜原自然の家、新島青少年センター、峰の原青少年山の家	初台青年館、代々木青年館、神宮前青少年の家		渋谷区新島青少年センター、峰の原青少年山の家、檜原自然の家
中野区	中野区立野方青年館、中野区立南部青年館	野方青年館、南部青年館		常葉少年自然の家、軽井沢少年自然の家
杉並区		児童青少年センター		
豊島区	青年館、猪苗代青少年センター	青年館		猪苗代青少年センター（猪苗代四季の里）
北区		北とびあヤングコーナー		
荒川区	清里高原ロッジ、清里高原少年自然の家			清里高原ロッジ清里高原少年自然の家
板橋区	少年自然の家八ヶ岳荘、霧ヶ峰高原荘			少年自然の家八ヶ岳荘、霧ヶ峰高原荘
練馬区	軽井沢少年自然の家、下田少年自然の家、武石少年自然の家、岩井少年自然の家、春日町青少年館、南大泉青少年館	春日町青少年館、南大泉青少年館		武石少年自然の家、岩井少年自然の家、軽井沢少年自然の家、下田少年自然の家
足立区	青年センター、こども科学館	青年センター		
葛飾区				日光林間学園、あだたら高原学園
八王子市	八王子市姫木平少年自然の家			姫木平少年自然の家
立川市				青少年団体八ヶ岳自然の家（八ヶ岳山荘）
武蔵野市				市立自然の村
青梅市		釜の淵市民館（婦人青少年研修センター）		
調布市	調布市八ヶ岳少年自然の家			八ヶ岳少年自然の家
町田市	大地沢青少年センター、町田市青少年施設「ひなた村」	青少年施設ひなた村、町田市子どもセンターばあん		大地沢青少年センター
小金井市	小金井市立清里少年自然の家			清里少年自然の家（清里山荘）
東村山市				白州山の家
田無市				菅平少年自然の家
多摩市	多摩市立八ヶ岳少年自然の家			多摩市八ヶ岳少年自然の家
稲城市	稲城市立第一児童館、稲城市立第二児童館、稲城市立第三児童館、稲城市立第四児童館、稲城市立城山児童館			
羽村市	羽村市自然休暇村八ヶ岳少年自然の家			羽村市自然休暇村八ヶ岳少年自然の家
小笠原村	青少年研修宿泊センター			

表 1: 教育庁調査と生活文化局調査における「青少年施設」の比較（1999年度）

年館であげられた施設のうち教育庁の調査と一致していないものについては、杉並区の児童青少年センターと北区の北とびあ、町田市子どもセンターばあんは教育委員会が所管する施設ではないため、教育委員会が所管する施設で教育庁の調査と一致していない項目は、青梅市の釜の淵市民館のみとなる。釜の淵市民館にしても青少年のみを対象とする施設ではなく、あくまで婦人青少年研修センターとしても用いるという位置づけになっている。

これらから、教育庁調査における「青少年施設」の範囲は、青少年を主たる対象とした教育委員会が所管する施設のうち、特に宿泊設備を持たないものを指している。また、宿泊設備を持つものを加えるかどうかは自治体毎に判断が分かれていることも見てとることができる。

4 青少年教育施設設置状況の推移

4.1 青年館等の設置状況

先述の通り、東京都教育庁による調査に、青少年教育施設設置数の項目が加えられるのは1974年度からのことである。しかし、東京都が青年館構想を発表したのは1959年、青年館の建設が始まったのは1961年のことであり、1974年以前から青少年教育施設の設置に関して大きな動きがあったことがわかる。そこで、まず青年館を中心とし、1970年代前半までの青少年教育施設の設置がどのように進められたのかを素描する。

1970年代前半までの青年館設置の動向については、杉並区の社会教育主事であった西岡がまとめた資料が残っている²⁾。表2はこれを基に作成した、青年館設置に関する動向についての表である。太字で示されているのは、廃館又は施設の名称変更等で青少年教育施設の枠組みから外れたことを示す項目であるが、これを見ると1960年代のうちに青年館の社会教育会館への転用が始まっていたことがわかる。中でも新宿区や品川区では、それぞれ1969年と1972年に青年館を転用してからは、東京都教育庁の調査結果では、今日に至るまで青少年教育施設の設置数は0のままとなっている。青年館をどのように運用するかは設置主体である特別区毎に方針が異なっており、

年度	青年館設置動向
1959	東京都教育委員会が青年館構想を発表
1960	東京都は特別区に対する青年館建設補助事業を開始
1961	中野区青年館開館 大田区雪谷青年館開館 江東区亀戸青年館開館 葛飾区青年館開館 江戸川区青年館開館 渋谷区初台青年館開館 台東区台東青年館開館
1962	墨田区青年館開館 目黒区青年館開館 杉並区高井戸青年館開館 北区青年館開館 足立区青年館開館
1963	世田谷区青年の家開館 中央区青年館開館 板橋区青年館開館 新宿区赤城青年館開館 新宿区三栄町青年館開館 荒川区日暮里青年館開館
1964	三鷹区青年の家開館 大田区鶴く青年の家開館 練馬区南大泉青年館開館
1965	豊島区青年館開館 品川区青年館開館
1966	文京区青年館開館
1967	北区王子青年館開館 杉並区井草青年館開館
1968	港区青年館開館
1969	新宿区赤城三栄町青年館「社会教育会館」と名称変更 中野区野方青年館開館 練馬区春日町青少年館開館 練馬区南大泉青年館「春日町青少年館南大泉分館」と名称変更
1970	渋谷区新島青少年センター開館 江戸川区青年館「区民センター青年館」と名称変更 杉並区高円寺青年館開館 渋谷区代々木青年館開館
1971	江東区深川青年館開館
1972	品川区青年館「五反田文化センター」と名称変更 荒川区尾久青年館開館 中野区青年館廃館
1973	町田市ひなた村開村(都立町田青年の家を移館) 小金井市青少年センター開所 板橋区青年館「社会教育会館」開館にともない廃館
1974	大田区六郷青年館開館

表2: 1970年代前半までの青年館設置動向

その実態も同様ではないことがうかがえる。

西岡による青年館設置動向のまとめを見れば、1974年度の時点で東京都には32の青少年教育施設が設置されていたことになるが、教育庁の調査では1974年度には37の施設が設置されていたことになっている。この数値の違いについて、自治体別に詳細を見たものが表3であり、色がついている自治体は西岡による資料と教育庁の調査で数値が一致しなかったところである。

区市町村名	西岡資料	教育庁調査	
	設置数	設置数	備考欄の記載
中央区	1	1	青年館
港区	1	1	青年館
文京区	1	1	青年館
台東区	1	1	青年館
墨田区	1	1	青年館
江東区	2	2	青年館
目黒区	1	1	青年館
大田区	3	5	青年館2、働く青年の家他
世田谷区	1	1	青年の家
渋谷区	3	3	青年館
中野区	1	1	青年館
杉並区	3	3	青年館
豊島区	1	1	猪苗代青少年センター
北区	2	1	青年館
荒川区	2	2	青年館
練馬区	2	2	
足立区	1	1	青年館
葛飾区	1	1	青年館
江戸川区	1	1	青年館
八王子市		1	白樺青少年の家
三鷹市	1		
昭島市		1	檜原荘
町田市	1	1	日向村
小金井市	1	1	青少年センター
東村山市		1	青年教室
田無市		1	少年自然の家
神津島村		1	青年研修所

表 3: 1974 年度青年館等設置数の比較

れているかは不明だが、東京都都民生活局による調査の報告書『青少年施設対策関係資料』の昭和 53 年度（1978 年度）版に、王子青年館の他に滝野川青年館の記載があり、設置年が昭和 37 年（1962 年）とされていることから、名称を変えながらではあるが、少なくとも 1978 年までは北区に青年館が 2 館あったと考えられる。この他、豊島区についても、青少年教育施設の設置数は合っているものの、その内実が「猪苗代青少年センター」とされており、この時点で既に設置されていたはずの青年館が数に含められていないが、1951 年度の調査報告書から「青年館、猪苗代青少年センター」という表記で 2 館になっていることから、この時は何らかの理由で書き漏らしている可能性が高い。

また、特別区以外に目を向けると、教育庁調査であげられているものの、西岡の資料で言及されていない施設の中には、自治体の敷地外に設置された、宿泊設備を備えたものも多い。具体的には八王子市の白樺青少年の家や田無市の少年自然の家等がそれにあたるが、こうした施設は自治体の中に設置し、青少年の日常的な利用に用いるものとされた青年館の理念と異なるため、西岡が「青年館」として認識をしていなかった可能性が

高いと考えられる。

また西岡の資料ではあくまでも開設や廃止といった、施設の設置状況に関わる動向があった場合にのみ記載があるが、神津島村の青年研修所は特別区で青年館設置の動きが始まる 1961 年よりも早い、1959 年に設置されたものであり、青年館関係施設として位置づけられなかったことも考えられる。東京都都民生活局による調査の報告書『青少年施設対策関係資料』の昭和 53 年度（1978 年度）版には、神津島村の他にも青年研修所を 1958 年に設置した武蔵村山市、1960 年に設置した瑞穂町についての記述があり、東京都の青年館構想が具体的に動き出すよりも前に、特別区以外では青年研修所の名称で青少年を対象とした施設が設けられていたことが示唆されている。これらは特別区以外の自治体では、青年館設置の動向とは別に青年層を対象とした施設が位置づけられ、各自自治体の判断で設置されていたことによる影響だと考えられ、「青年館」という枠組みだけでは捉えきれない、様々な形式の青少年教育施設が、1960 年頃から東京には複数設置されていたことを示している。

これらを踏まえると、一部の特別区における施設数に疑問は残るものの、西岡の資料は青年館に関しては、東京都教育庁の調査が始まる前の動向をほぼ正確に表していると考えられる。一方で特別区以外の自治体については、青年館設置以前から独自の判断で設置されていた青年研修所をはじめ、青年館という枠組みでは捉えきれない施設が多数あったことが示唆されており、それらについては今後さらに検討を行う必要があると言える。

4.2 東京都教育庁調査における施設設置数

先述の通り、東京都教育庁によって行われている調査は、都内の各自自治体を対象とし、1962 年度から毎年行われているものであり、最も継続的に社会教育施設としての青少年教育施設設置数の数値を残している調査である。ここでは社会教育施設の設置数が自治体毎にまとめられるようになった 1974 年度以降のデータを基に、青少年教育施設の設置数を取りまとめる。

図 1 は特別区部、市部、町村部、島しょ部毎にまとめ、青少年教育施設の設置状況を示したグラフである。なお羽村町は 1992 年度のデータから羽村市に、五日市町は 1996 年度のデータから秋

川市と合併してあきる野市になっているが、これらはそれぞれ町の間は町村部に、市になってからは市部に算入している。ただし、五日市町は青少年教育施設を持ったことがないため数値には影響がない。羽村市は1989年度から青少年教育施設を1館持っており、この数値は1992年度から市部の数値に加えられている。また、2007年度については報告書が発刊されておらず、数値の確認ができていない。

この図を見ると特別区部、市部において1980年代前半まで、青少年教育施設設置数は増加傾向が見られていたことがわかる。ただし、特別区部は東京都の青年館構想の影響もあってか、1970年代半ばには既に一定の施設数が確認できるが、市部では1980年頃になってから急激に設置数が増加している。その後一度減少に転じるが、再度1990年代前半に増加し、それ以後は緩やかに減少し続けている。一方で町村部と島しょ部については、基本的に青少年教育施設は設置されていない。町村部で唯一設置していたのは羽村町であり、それも1992年度に羽村市になり、市部に算入されるようになってからは、町村部の青少年教育施設設置数は0のままとなっている。また、島しょ部では1988年度までは神津島村の青年研修所のみとなっており、1989年度に神津島村の青少年教育施設設置数が0となるのと入れ替わるように、小笠原村の青少年研修宿泊センターが設置されている。

こうした結果から、東京都における青少年教育施設の設置は、町村部や島しょ部では一部の例外を除いてほとんど為されておらず、基本的には特別区部と市部において進められていたことがわかる。また、1994年度を境に特別区部・市部の双方で緩やかな減少傾向を見せるようになっていくことから、1994年度までに特別区部・市部の主だった青少年教育施設の設置は終わっていると考えられる。そのため、特別区部・市部における、1994年度までの青少年教育施設設置数を自治体別に表したものが表4である。

表4を見ると、1970年代から1980年代前半にかけての特別区部における青少年教育施設の急増は、主に大田区と渋谷区によるものであることがわかる。両区の青少年教育施設の内実を確認すると、1974年度は大田区では「青年館2、働く青年の家他」で5館、渋谷区では「青年館」で3館となっているのに対し、1980年度の大田区では「青年館5、働く青年施設3」で8館、渋谷区では「青年館2、青少年センター1、青少年の家5」で8館となっている。両区ともその後一度施設数を減らし、1980年代後半の施設数減少の要因にもなっているが、1990年代半ばまで他の区より高い施設数を維持し続けている。また、急激な増加はしていないものの、一貫して増加傾向を維持し続けている自治体としては練馬区や墨田区等があり、1990年代半ばに再度施設数が増加に転じるのは練馬区をはじめとして墨田区や足立区

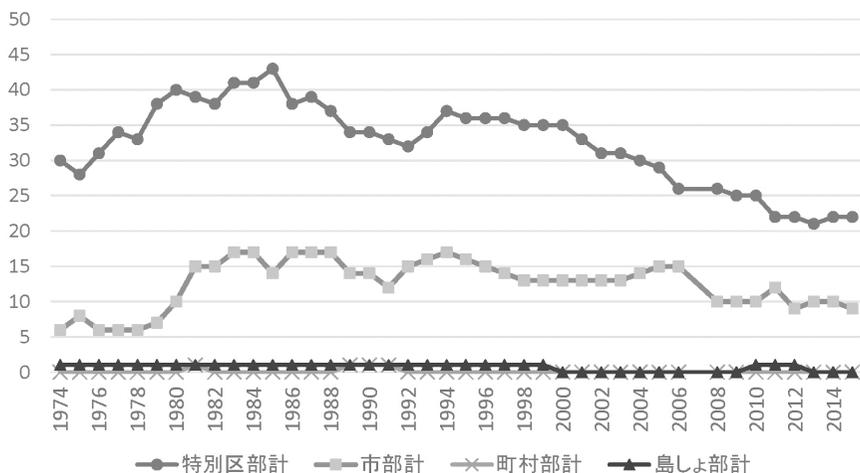


図1: 青少年教育施設の設置動向

等で少しずつ施設数が増加しているためである。

一方で市部では、1980年代前半の急増の原因は稲城市であることがわかる。しかし、初めて稲城市が青少年教育施設の報告を行った1980年度の調査結果を見ると、内訳は「児童館2，児童センター」で3館とされており、その後青少年教育施設設置数が増加してからも内実は児童館等とされ、児童館や学童クラブが青少年教育施設として報告されるという、他の自治体とは異なる傾向が見られている²³。稲城市以外では青少年教育施設

設置数に大きな変化がある市は無く、八王子市が1990年代になって3館体制になった他は各市とも2館以下となっている。また、市毎の方針の違いも見てとることができ、町田市・田無市・小金井市といった市が一度設置した青少年教育施設を維持し続けたのに対し、一度も青少年教育施設を設置することなく1990年代半ばまで至る市も多く存在している。

これらから、青少年教育施設設置数の動向は、特別区部では大田区や渋谷区を例外としつつ、全

自治体名	年度																				
	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994
千代田区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中央区	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
港区	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
新宿区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文京区	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0
台東区	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1
墨田区	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	3
江東区	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
品川区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
目黒区	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
大田区	5	5	4	6	6	7	8	9	9	10	10	10	4	4	4	4	4	4	4	4	4
世田谷区	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
渋谷区	3	3	3	4	3	7	8	5	5	5	4	4	4	6	6	6	6	6	6	6	6
中野区	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
杉並区	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0
豊島区	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
北区	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	0	0	0	0
荒川区	2	2	2	2	2	2	0	2	2	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
板橋区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
練馬区	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	6	6	5	5	6
足立区	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	2
葛飾区	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
江戸川区	1	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別区部計	30	28	31	34	33	38	40	39	38	41	41	43	38	39	37	34	34	33	32	34	37
八王子市	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	1	3	3	3
立川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
武蔵野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
三鷹市	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1
青梅市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
府中市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
昭島市	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
調布市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
町田市	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
小金井市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
小平市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東村山市	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国分寺市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
田無市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
保谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福生市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
狛江市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東大和市	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
清瀬市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東久留米市	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
武蔵村山市	0	0	1	1	1	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
多摩市	0	0	1	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1
稲城市	0	0	0	0	0	0	3	7	7	8	8	4	8	8	8	4	4	4	4	5	5
秋川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
羽村市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
市部計	6	8	6	6	6	7	10	15	15	17	17	14	17	17	17	14	14	12	15	16	17

表4：青少年教育施設設置数（1974～1994年度）

体的にはあまり急激な変化のないまま、1990年頃までは緩やかに増加し、それ以後は減少していったことがうかがえる。市部では青少年教育施設を全く設置しない自治体が過半数を占める状況の中、一部の市は1館ないし2館程度施設を設置していた。例外となるのが稲城市であり、児童館や学童クラブを青少年教育施設と位置付け、1980年代前半に急激に設置数を増加させている。

4.3 青少年教育施設の廃止

新宿区や品川区の事例から、青少年教育施設が社会教育会館等に転用される場合があったことは既に言及している。また、東京都では1960年頃まで公民館などの社会教育施設の設置が進まず、青年館構想によってはじめて社会教育施設設置に関わる大きな動きができてきたという経緯がある。このことから、青少年教育施設設置数が減る際に、どういった経緯があったのか、廃止なのか転用なのか大きな意味を持っていることが示されている。青少年教育施設設置数が減少した際に、それが廃止なのか転用なのか等、詳細な経緯は東京都教育庁の調査からは見えてこない場合が多いが、各種資料で補足をしつつ、設置数減少の実態を把握することを試みた。

まず、西岡の資料によれば、1969年に新宿区が青年館2館を社会教育会館に、1972年に品川区が青年館を文化センターにそれぞれ名称を変更し、一般区民も利用することが可能な施設に位置づけ直している。また、中野区青年館と板橋区青年館は、それぞれ転用ではなく廃館とされている²⁴。その後の東京都教育庁の調査との整合性を考えても、1974年より前に転用ないし廃館となつたのは、この5館と考えると良いだろう。

1974年度以降で青少年教育施設設置数が減少した特別区としては、1979年度に0になった葛飾区と、1981年度に0になった江戸川区があげられるが、このうち江戸川区については1979年度の段階で青年館が区民センターに執行委任されたことが記録に残されており、青少年教育施設設置数が減少した際に青年館が区民センターに統合された可能性は高いと思われる。

1980年代に入ると、1982年に目黒区、1984年に荒川区、1985年に大田区で青年館の記載が消えるが、このうち最も経緯のはっきりと残っているのは荒川区の事例であろう。荒川区では1984年度に青年館が社会教育会館に転用される

こととなるが、これに関しては1977年頃から転用に向けた動きがあり、1982年には『昭和57年度荒川区行政計画』の中で青年館の多目的利用・有効利用に言及されていたことが大きく影響したという指摘もある²⁵。また、大田区では1986年に、それまで10館あった青少年教育施設が1年で4館へと激減しているが、施設の内実を見ると1984年は「青年館7、青年の家1、青年施設2」となっていたものが、1985年の段階で「文化センター7、働く青年施設3」となっている。この翌年に設置数の激減が起こっているわけだが、この記述からは1985年の時点で青年館が文化センターに転用されていたことがうかがえる。

これ以降も青少年教育施設設置数の減少は多くの自治体で見られ、その傾向は1990年代半ば以降加速していくこととなる。しかし、1987年度以降の東京都教育庁による調査報告書の、社会教育施設設置数の一覧からは、青少年教育施設の詳細に関する記述欄がなくなっており、動向をつかむことが難しくなっている。

しかし、現状でわかっている範囲でも、新宿区・品川区・荒川区では青少年教育施設として設置された施設が、その後転用されたことが確認されており、江戸川区や大田区においても、他の施設へと転用されたのではないかと考えられる。こうした傾向を踏まえると、特に特別区において、青少年教育施設が社会教育施設設置の観点から大きな役割を果たしたことが、改めて示唆される結果が出ていると言える。

5 おわりに

本論文では、主に東京都教育庁によって実施された調査の報告書を基に、東京都における青少年教育施設の設置状況がどのように推移してきたのかについて検討してきた。その中で、これまであまり注目されてこなかった、1970年代半ば以降の青少年教育施設の設置状況について、大まかな動向が見えてきたと言える。

東京の青少年教育施設、とりわけ青年館は、東京都が各特別区に設置を推奨することで設置が促進されてきたものであった。しかし設置時に明確なビジョンのないまま施設整備に踏み切っていたことも示唆されており、実際に各区で設置数に大きな違いが見られることから、青少年教育施設の位置づけ方が区によって異なっていたことが示

されている。また、東京都が助成金の対象としたのは特別区のみであったこと等から、特別区部とそれ以外の地域では青少年教育施設が設置される過程も全く異なっていたことがわかっている。一方で施設数が減少する際には、その施設を廃止する場合だけでなく、年齢を限定しない他の施設に転用することも多いことが確認されている。こうした施設を取り巻く環境の違いは、各自治体における青少年教育施設に関する様々な取り組みの前提となるものであり、個々の事例を読み解く際には施設設置数の動向や、設置の意図について検討する必要があることが改めて示される結果となっている。そうした検討の基盤となる、青少年教育施設設置状況の概要を示したことは、本論文の大きな成果である。

一方で、実際には青少年教育施設の設置数の変化は、一部の例外を除き緩やかに生じていたこともわかっている。そうした全体的な傾向の中で、青少年教育施設の設置数について自治体毎の動向についても素描することを通し、特徴的な動きを見せていた自治体がどこかということが明確に示されたことも本論文の成果であるといえる。これによって、各自治体に残されている個々の事例の記録が、東京都内の青少年教育施設設置数の全体的な動向に照らし合わせて、どのように位置づけられるものであるかを検討することができるようになったと考えられる。

しかし、東京都教育庁が実施した調査の報告書を用いたことで、検討が不十分となった部分も何点か残されている。1点目として、特別区等の基礎自治体が主体となって設置が進められた、青年館をはじめとする施設についてはおよそその動向が素描できたと考えるが、一方で東京都が主体となって進められた、宿泊設備を備えた青年の家の動向についてはあまり触れられていない。しかし、本来東京都の方針としては、この両者がそろって青年期教育の施設を拡充することが見越されていたはずで、その意味では極めて不十分なものとなっている。

2点目として、青年館とは異なる枠組みからの青少年教育施設の位置づけは不十分である。典型

的な事例としては、青年館構想以前から設置されていた青年研修所等があげられるが、これに限らず全体的に青年館構想とは違う文脈で設置されている青少年教育施設、具体的には主に市部での青少年教育施設の位置づけや、宿泊設備を備えた青少年教育施設に関する検討は不十分であるといえる。

3点目として、青少年教育施設設置に関する数値上の変動は示すことができたが、それが何によって引き起こされた現象であるか、どういった影響があったのかについては、今後さらなる検証が必要である。例えば1990年代前半に、全体的な傾向として青少年教育施設設置数が緩やかな減少に転じたことについて、バブル崩壊が大きく影響しているのではないかと考えられるが、それは今回主な対象とした東京都教育庁による調査報告書に記載されている、青少年教育施設設置数の数値からは読み取ることができない。当時の社会の変動等も踏まえながら、一つ一つの数値が表す意味については、さらに検討していく余地があるだろう。

青少年教育施設は、その用語の不明瞭さもあって、東京都内においても自治体ごとに位置づけ方が異なり、厳密にその範囲を定めることが難しい施設となっている。しかし、都市空間の中でも青年が日常的に集い活動できるようにという意図で設けられた青年館構想を見るに、東京という都市空間で生きる個々人がどのように他者の存在を自身の生活の中に位置づけていたか、言い換えれば社会との関係を構築していたかが、青少年教育施設のあり方を通して問われていたのだと思われるのである。実際には当時施設を利用していた青年たちの動向や、施設をめぐる言説等の検討を経なければ、個人と社会との関係のあり方という大きなテーマに迫ることはできないのだが、本論文ではその前段として、これまで明らかにされてこなかった青少年教育施設の設置状況を概括するに留まっている。個々の事例を基にした、青年自身の動向についての、更なる検討が待たれるところである。

注

1 上野景三「青少年教育施設の変遷と課題—倶楽部から公民館、青少年教育施設へ—」<日本社会

教育学会編『日本の社会教育第46集 子ども・若者と社会教育—自己形成の場と関係性の変容—』東洋館出版, 2002> p. 38.

2 *Ibid.* p. 45.

- 3 小林文人 “通史 I 戦後東京の社会教育行政・施設史—戦後初期より 1980 年前後まで—” <東京社会教育史編集委員会編『大都市・東京の社会教育 歴史と現在』エイデル研究所, 2016> p. 37.
- 4 小林文人 “大都市・東京の社会教育—その歴史をどうみるか—” <東京社会教育史編集委員会編『大都市・東京の社会教育 歴史と現在』エイデル研究所, 2016> p. 2.
- 5 宮本一 『日本の青少年教育施設発展史 上巻』 日常出版, 2001, p. 26.
- 6 福田絵美 “青少年教育の歴史と展開に関する考察—青少年教育施設の成立過程を中心に—” 『立教大学大学院教育学研究集録』第 4 号, 2007, pp. 95-106.
- 7 宮本, *op.cit.*, p. 34.
- 8 上野, *op.cit.*, p. 42.
- 9 社会教育局青少年教育課 “青少年教育施設について” 『文部時報』第 1245 号, 1981, pp. 40-46.
- 10 東京都立教育研究所編『戦後東京都教育史 下巻』東京都立教育研究所, 1967, pp. 284-285.
- 11 西岡政良 “東京の青年館等のあゆみ” <東京都教育庁社会教育部編『東京の市民学習・集会施設—公立の公民館・社会教育会館・青年館・青年の家等—』東京都教育庁社会教育部, 1976> p. 44.
- 12 東京都教育庁社会教育部青少年教育課編『青少年教育事業の概要』東京都教育庁社会教育部青少年教育課, 1961, p. 13.
- 13 高橋四郎, 岡田明夫, 森田信夫, 楠本一男, 小林文人, 久田邦明, 山口智章 “座談会「葛飾区社会教育のあゆみ—昭和 30 年代から 40 年代」” <東京都立多摩社会教育会館編『戦後における東京の社会教育のあゆみ 2』東京都立多摩社会教育会館, 1999> p. 32.
- 14 荒井隆 “特別区社会教育施設のあゆみ—東京 23 区社会教育施設の整備過程—” <東京都立多摩社会教育会館編『戦後における東京の社会教育のあゆみ 2』東京都立多摩社会教育会館, 1999> p. 12.
- 15 串田稔光 “東京の青年の家のあゆみ” <東京都教育庁社会教育部編『東京の市民学習・集会施設—公立の公民館・社会教育会館・青年館・青年の家等—』東京都教育庁社会教育部, 1976> p. 50.
- 16 東京都立教育研究所編, *op.cit.*, pp. 240-241.
- 17 社会教育・生涯学習辞典編集委員会編『社会教育・生涯学習辞典』朝倉書店, 2012, p. 343.
- 18 青山鉄兵 “〈青少年教育施設〉の諸相” 『国立青少年教育振興機構研究紀要』第 8 号, 2008, pp. 77-89.
- 19 *Ibid.* p. 87.
- 20 1962 年度から 1971 年度は東京都教育庁社会教育部編『社会教育行政調査資料』, 1972 年度から 1996 年度は東京都教育庁生涯学習部振興計画課編『区市町村社会教育行政の現状』, 1997 年度から 1998 年度は東京都教育庁生涯学習部振興計画課編『区市町村生涯学習行政の現状』, 1999 年度から 2001 年度は東京都教育庁生涯学習部振興計画課編『区市町村生涯学習・社会教育行政の現状』, 2002 年度以降は東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課編『区市町村生涯学習・社会教育行政データブック』として, それぞれ報告書にまとめられている。ただし, 1963・64 年度と 1965・66 年度はそれぞれ 2 年分が一冊にまとめられており, また 2007 年度の報告書は発行されていない。
- 21 1974 年度から 1978 年度は東京都都民生活局婦人青少年部編『青少年施設対策関係資料』, 1979 年度から 1987 年度は東京都生活文化局婦人青少年部編『東京都の青少年関係施設の概況』, 1988 年度から 1997 年度は東京都生活文化局女性青少年部編『東京都の青少年施設の概況』, 1999 年度は東京都生活文化局女性青少年部編『東京都の遊び場及び青少年施設の概況』として, それぞれ報告書にまとめられている。ただし, 1998 年度の報告書は発行されていない。
- 22 西岡, *op.cit.*, pp. 48-49.
- 23 1980 年度の調査報告書では, 稲城市では教育委員会により, 児童指導員という名目で非常勤職員が雇用されており, 稲城市では児童館が教育委員会の管轄に置かれていたことも示唆されている。
- 24 西岡, *op.cit.*, pp. 48-49.
- 25 小澤晃広『地域コミュニティにおける青年活動の意義—東京都荒川区における青年活動を事例として—』 入手先 URL:
<http://www.waseda.jp/sem-muranolt01/SR/S2004/2004SR-ozawa.pdf> (アクセス日: 2016-10-28)

Transition of the Number of Youth Educational Facilities in the Municipalities of Tokyo

Hiroshi OYAMA[†]

[†]Graduate School of Education, the University of Tokyo

The purpose of this study is to examine the transition of the number of youth educational facilities in the municipalities of Tokyo by using the result of a survey which was implemented by Tokyo Metropolitan Office of Education. Until now, researchers predominantly referred to the increase in the number of youth educational facilities from the 1960's to the 1970's. However, they did not shed light on the actual conditions of the number of youth educational facilities after the 1980's. Accordingly, this study reveals the transition of the number of youth educational facilities by paying attention to the decrease as well as the increase in the number of facilities.

Keywords: Youth Educational Facility, Seinenkan, Training and Accommodation Institution for Young Men, Social Education Facility

劇場・音楽堂における「参加」研究の構造と課題

堀本暁洋[†]

[†] 東京大学大学院教育学研究科

本研究ノートの目的は、劇場・音楽堂における地域住民の参加に関する研究について、社会教育学を中心とした先行研究のレビューを行い、その課題について考察することである。劇場・音楽堂において、地域住民の参加を対象とした研究は大まかに区別して、第一に、施設開館までの整備過程への参加、第二に、施設開館後の運営、事業や芸術文化活動への参加という形で論じられてきた構造を持つ。レビューからは、劇場・音楽堂が、社会教育施設の一つとらえられてきたとはいえないこと、また、それぞれの事業に関して、その方法や効果を検討する研究がある一方で、これに参加する地域住民には焦点が当てられていないことが明らかになった。今後、それぞれの場面における住民の参加を、住民自身の学習ととらえて研究を進める必要がある。

キーワード： 劇場・音楽堂，地域住民，参加

目次

1 はじめに

2 施設整備過程への参加

- 2.1 施設づくり運動
- 2.2 住民参加制度による施設整備

3 施設運営，事業への参加

- 3.1 住民による施設の管理運営
- 3.2 事業
 - 3.2.1 アウトリーチ事業
 - 3.2.2 人材育成事業

4 おわりに

1 はじめに

戦前の公会堂の形態をそのルーツとする社会

教育施設である劇場・音楽堂は、1960年代以降「文化会館」として全国的に整備が進められた¹。1980年代から90年代にかけては、自治体の文化行政が活発化していく中で、地域文化創造の拠点となることを期待される施設として、専門的なホールを持つ形態の施設建設が進んだ。しかし、この時期に整備された劇場・音楽堂の多くは、稼働率の低さや、「貸し館」としての性格が強く施設特有の自主事業が低調であること、運営や管理体制などホール内面の整備が進んでいないことなどの問題が指摘され、「ハコモノ」としての批判がなされた。また、“海外や東京でつくられた芸術文化を紹介することにとどまりがちで、地域の芸術文化を創造し広めるという役割は、きわめて弱かった”²と論じられるように、劇場・音楽堂が地域文化創造の拠点となりえていないことについても指摘されてきた。

以上のような背景から、1990年代後半以降、劇場・音楽堂の“真に地域文化の拠点となるような施設づくり”³が各地域で模索されている。劇場・音楽堂の運営や事業展開の過程に地域住民が積極的に参加をし、市民団体が施設運営を担う事例や、住民の参加による演劇の企画など、住民を主体とした文化事業づくりを行う事例が増加している。さらに、多様化が進む地域住民の意識と

参加意欲の高まり、および自治体財政のひっ迫と分権改革の実施を背景として、劇場・音楽堂整備の過程に住民参加の制度が設けられる事例もみられている⁴。施設の老朽化や自治体合併に伴い、公共施設の改修や再編が行われている中で、地域住民の担う役割は、住民自身の文化活動のみならず、施設整備の面においても大きくなってきているといえる。

このように、劇場・音楽堂では、施設整備や事業など様々な場面において、地域住民の参加が見られるようになってきている。それでは、社会教育学研究やその他の領域において、地域住民の参加はどのような場面で、どのようにとらえられてきたのだろうか。

本研究ノートの目的は、劇場・音楽堂における地域住民の参加に関する研究に関して、社会教育学、生涯学習論を中心とした先行研究のレビューを通してその構造を把握し、課題について考察することである。

劇場・音楽堂の定義と目的は、劇場法に“文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの(第二条)”⁵と規定されている。実演を伴う文化芸術のための施設であり、作品だけでなく、演じたり鑑賞したりする人がいることによって成り立つ施設であるといえる。このため、文化芸術の拠点となる劇場・音楽堂を論じるとき、施設を取り巻く人の様々な「参加」について、整理を行う必要があると考える。

本稿の第2章では、公共施設整備の過程に関する研究に着目し、その中で特に劇場・音楽堂に関するものの位置付けを明らかにする。第3章では、施設開館後の運営や事業の場面でみられる地域住民の参加について検討を行う。第4章では、第2章、第3章で得られた内容をまとめ、課題について整理する。

なお本研究ノートでは、「公共ホール」や「文化会館」「文化施設」等の呼称について、劇場法において用いられている「劇場・音楽堂」を用いることとする。

2 施設整備過程への参加

劇場・音楽堂に関する先行研究の蓄積は、文化行政学・文化経済学・都市計画論など、社会教育学以外の分野を専門とする研究者によってこれまで進められてきたとされ、社会教育の視点からのアプローチは、歴史的・理論的な検討が端緒に終わったばかりとされている⁶。

このうち、地域住民が、劇場・音楽堂における何らかの活動に参加することを対象とした研究は大まかに、第一に、施設開館までの整備過程への参加、第二に、施設開館後の運営、事業や芸術文化活動への参加として論じられてきたといえる。

本章では、まず施設整備過程への住民の参加について検討する。劇場・音楽堂を対象とした研究の構造を明らかにするため、他の社会教育施設、公共施設に関する研究も視野に入れながら整理を行う。

2.1 施設づくり運動

社会教育施設整備への、住民の参加に関する研究が見られはじめるのは、1960年代から70年代にかけてであった。制度によって定められた形態ではなく、行政に対する要求を持つ運動の形態をとった住民の参加があり、これに着目した社会教育研究が多くみられた。

住民運動の背景について松原治郎は、1960年代以降の地方自治において、「地域開発に伴う行政の系列化」と「縦割り行政による弊害」という課題が現れたこと、また行政の広域化が無批判に進行したことを挙げている。“陽の当る派手な産業開発型の公共投資に力点が置かれ、いわゆる社会開発、とくに社会福祉、住宅、教育など住民生活を守り高める行政投資が遅れるという地方自治行政の跛行化を招いた”⁷ことへの抵抗から、各地で住民運動が生み出されていったとされている。

例えば、沼津・三島・清水の石油コンビナート建設反対運動、「辻堂南部の環境を守る会」の運動に代表されるような運動から、数多くの運動報告や、運動参加者の手記等が公にされるようになった⁸。このような運動の記録の中に、参加者の意識変容や自己学習過程としての意義を見出したことから、住民運動が社会教育学研究において

論じられるようになった。

また、この時期の住民運動の代表的な形態としてあったのが、社会教育施設の設置を要求する運動であった。各地で公民館、あるいは図書館の設置を求める運動が起きた⁹。

このような施設づくり運動への住民の参加について小林文人は、行政や財政の観点からの社会教育施設「合理化」政策と対比させながら、施設づくりの住民運動について“施設を求め計画をつくる主体が、文字通り権利主体としての住民そのものである”¹⁰点に着目している。そのうえで、“運動としての計画論をどのようにして政策としての計画論に交錯させていくか”¹¹が課題であるとしている。ここで小林は、施設づくり運動による計画論を、政策としての計画論の対極にあるものととらえている。また島田修一は、施設づくり運動が学習の組織化という性格を持つことを指摘している。公民館は運営審議会によって住民の意思に基づいた活動が行われることを原則としていることを踏まえて、“住民のあいだの自主的な学習・文化活動の発展は、その公的な保障を求めて”¹²公民館建設運動が組織されると述べている。上記のような研究は、住民を権利主体ととらえ、教育に関する権利の保障を求める運動として住民の参加、施設づくり運動を位置付けているといえる。

また鐘ヶ江晴彦は“その過程で住民が社会教育の意味や課題、社会教育施設の機能と役割、さらには地域社会のあるべき姿や行政のあり方についての自己学習・相互学習を必然的にとまなう”¹³こと、この学習によって地域住民が自立した市民としての資質と力量を形成していくことを指摘している。鐘ヶ江は施設づくりへの住民参加を、“社会教育とコミュニティ形成とを有機的に結びつけ、新たな市民の形成と新たな地域づくりとを同時に進めて行く最も有効な方策の一つ”¹⁴であるとして、その参加のレベルを①施設建設への住民参加、②施設の管理運営への住民参加、③施設の建設から管理運営に至る全過程への住民参加と区分した。

以上のように、1960年代から70年代にかけての社会教育学研究では、施設づくり運動においてみられた住民の参加に焦点を当て、国民の教育の権利に基づいた運動としての参加、またはコミュニティの形成という観点から評価する議論が見られた。しかし、これらの「社会教育施設づくり」

研究の対象はほとんどが公民館や図書館であった。ここからは、当時の社会教育学研究が想定していた「社会教育施設」は主に公民館や図書館だったのではないかと考えられる。これらの施設の中にはホールの機能を有するものがあったものの、芸術文化活動を主として行う劇場・音楽堂への着目はほとんどなされてこなかったといつてよいだろう。

2.2 住民参加制度による施設整備

劇場・音楽堂の整備は、1980年代から90年代にかけてピークを迎えた。その後施設建設が一段落していくにつれ、政策の重点も施設建設から運営論へと移っていった。劇場施設に関する研究はこれに対応する形で、施設整備だけでなく運営の充実を求める議論が起こることとなった。この中では、先述した「ハコモノ」などとしての批判の中からも、地域住民への着目が見られた。

劇場・音楽堂の大半が「貸し館」中心の事業を行っている¹⁴なかで、多くの上演演目に対応するため、すなわち多目的に用いられるために設計された構造の施設が多く、このことが結局は公演の質の面で中途半端になってしまうという「多目的は無目的」批判がなされていた。森啓は、施設が多目的に整備されていった理由について“行政側にしっかりした考え方がないからである。人材がないからである。市民参加で基本構想づくりにしっかりと取り組んだところは多目的会館になっていない”¹⁵と述べ、続けて「市民参加によって基本構想を作る」ことが、施設の多目的化を避ける手段であると論じている。施設の性格を定める際の具体的手段として住民の存在が挙げられたことは注目すべき点である。

さらに1990年代後半からは、住民参加制度を導入し、ワークショップなどの形態をとりながら劇場・音楽堂の施設計画を定める事例が見られるようになった。

制度としての住民参加の背景には、前節で述べたような住民運動の成果が、公共施設という物理的な環境を見直す形へと発展していったことに加えて、1960年代から70年代にかけて全国的に革新首長が誕生したことがあるとされている¹⁶。住民の行政過程への参加が、代表制民主主義の機能低下に対して補完的な役割を果たし、またはそれに代替するものとしてとらえられた¹⁷。住民

参加の制度を必要とする領域については、佐藤竺の住民参加論¹⁸を参照しながら、藤井誠一郎が①自治体の基本構想ないし長期計画の策定、②都市改造、都市計画的事業、③長期計画の具体化段階における特定プロジェクト、④市民生活の一部を形成する特定の事務事業執行過程、⑤行政側に独占されてきた情報への参加、という5領域に集約している¹⁹。

自治体の都市計画、生涯学習計画などへの導入に続く形で、公共施設整備に対しても、住民参加制度が導入された。これらの計画策定段階への住民参加研究は、主に建築学や都市計画論の領域でなされてきた。公共施設については劇場・音楽堂だけでなく、公園や自治体庁舎、学校校舎のほか、公民館や図書館といった劇場施設以外の社会教育施設でも制度が導入され、それぞれに事例研究が蓄積されてきている。これらの先行研究は、ワークショップの手法を取り入れている事例に着目していることが多く、その過程の中で行われた議論の内容を分析するという方法で行われている。この分析を通して、検討の主体となった組織が周辺の組織・団体とどのような関係にあったのか、また策定過程に参加した住民に、検討を通じてどのような意識の変容が見られたかを考察している事例研究がほとんどである。また、具体的な検討項目や実際の設計案などとの関連から、この検討過程における課題について考察されている。

このうち公民館に関しては、益川浩一による事例研究²⁰が挙げられる。益川は地域住民を巻き込んだ公民館施設の計画過程は、施設設備の有効利用の点でも重要度が高いにも関わらず、これまで看過されてきたことを指摘している。益川が取り上げた愛知県犬山市の事例の取り組みの意義として、①公民館施設のデザインを、施設管理・運営の課題として位置づけられる可能性を示したこと、②工事開始後も地域住民を中心として施設の管理・運営体制や活用計画に関して議論が継続され、完成後も住民による自主的な運営が実現できている点、③施設の建設過程およびその後の管理・運営において、地域住民の参加を徹底的に保障できる仕組みを作り上げることができた点、の3点を挙げている。このうち①については、地域住民の学習活動・コミュニティ活動を見直し再発見する契機となり、地域住民の要求に見合った環境整備の実践となっていることが述べられ、施設

づくりが日常の地域住民の学習活動・コミュニティ活動を踏まえてなされていることが示されている。益川による事例研究は、建築学領域からの研究が多い中で、具体的な公民館の施設整備過程における住民参加を社会教育学の立場からとらえている点で特徴があるといえる。

図書館でも公民館と同様に、社会教育学領域からの施設づくりとの関連で住民参加が論じられている。森耕一は、図書館における住民参加の取り組みは①市民運動と交渉②制度的参加に分けることができるとし、その成り立ち等について総論的に述べている²¹。また、図書館建設時の住民参加による検討の事例として福島宏子による東京都練馬区立図書館の事例研究²²がある。

劇場・音楽堂の計画過程でみられる住民参加研究は、まず劇場施設計画時の住民参加制度の導入について、調査が行われている²³。このうち財団法人地域創造は、1980年代以降に計画が始められ、1990年代半ばに完成した127の劇場施設のうち、12.6%にあたる16の施設において、市民研究会やワークショップといった住民参加の手法を取り入れていることを報告している²⁴。劇場施設の計画過程においてごく初期段階での調査であり、制度の導入施設数はこの後増加していると考えられる。

具体的な事例研究として、清水裕之や大月淳らによる、岐阜県可児市文化創造センター（2002年開館）に関する一連の事例研究が挙げられる。研究者の多くが可児市庁舎内の検討委員会事務局や、住民参加組織と行政組織の両方に対して調整や支援を行う「専門委員」として検討過程に直接参加をしたうえで研究を行っている。施設の基本構想策定段階における「懇話会」や、基本設計段階における「市民活動研究会」が住民参加の過程として取り入れられ、一連の研究ではこれらの検討組織に着目し、活動経過の把握、検討過程で出された市民の意見内容の分析などが行われている。一連の研究の蓄積からは、参加した住民それぞれの興味や参加動機の違いが大きい場合、意見の相違を克服する際に障害となったこと²⁵、ワークショップの経過の中で、“前半では感覚的、受け身的な意見が多くみられ、後半では積極的な提案型意見が目立ち、自律的な態度が醸成されるという意識変容”²⁶が明らかになったとしている。また、住民と行政の両方にアドバイスを送ることのできる人材として、専門委員の存在の重要性に

施設計画	構想	基礎調査, 基本理念や基本骨子 基本構想・基本計画の設定 設置の目的や異議 事業の基本構成や内容 予算計画等
	建設計画	設計者の選定 基本設計, 実施設計 施設構成の最終決定 音響や舞台機構, 照明等の設備設計 建設工事
	運営計画	運営計画, 事業計画の策定と具体化 施設の管理, 運営方法 運営, 組織体制 事業実施計画 運営規約の決定 企画内容の決定
	竣工, 開館	開館後の運営へ

表1：劇場・音楽堂における計画策定の過程²⁹

についても指摘されている。

ここまでの整理を通して得られる示唆としては、以下の点が挙げられる。第一に、公園づくりのワークショップなどにおいて、検討過程に参加した住民の間に施設への愛着が生まれ、施設完成後の管理運営にも参加するようになった事例が多くみられたことである。この点は、制度を設けたことによる効果の一つと位置付けられている。第二に、住民の合意形成の力には限界があり、専門家などによるアドバイスや調整がこれを助け、検討過程を円滑に進めることが可能となったことである。

一方で、これらの住民参加研究の整理を通して得られる課題として、以下の点が挙げられる。第一に、住民参加の制度としてのデザインが確立していないという課題である。世古一徳は、どのように住民の参加を進めるかという具体的な方法論がないまま、「参加」の実施自体を目的化してしまい、“「ワークショップ」などの参加のプログラムの実践に走ってしまう傾向”²⁷があることを指摘している。また田村悦一は、住民参加のあり方に関する一般論やその法的整備のための方法論について確立されていないことを指摘している²⁸。住民参加の制度が詳細に定められていないと、住民が意思決定者としてどれほどの裁量を有しているかが個々の過程によってまちまちになる。このことは、検討過程に参加する住民にとって、自身の立場が明確にならないこととなる。どの部分まで意見を述べてよいのか、住民の意思決定が保障される範囲と制限される範囲がはっきりしないことが、検討過程で合意形成を図る上で

は阻害要因となってしまう。

第二に、上記に関連して、住民参加が形式的なものにとどまることへの懸念である。住民参加の法制度やデザインは具体的に確立しておらず、そのために参加が形式的にとどまってしまうと、参加制度が求められる背景となった住民への情報公開、説明責任が果たされないこととなる。

第三に、施設整備の過程における住民参加研究の蓄積に差があることである。施設計画の過程には、表1のように、施設の基本理念や構想を定める「構想」段階と、特に設計や建設に関しての計画を行う「建設計画」の過程、開館後の運営や組織体制について定める「運営計画」の検討過程の3段階があり³⁰、このうち「建設計画」と「運営計画」の検討過程において、住民参加の事例が見られている。ここでは、「建設計画」の過程については研究の蓄積がある一方で、「運営計画」を定める過程での住民参加研究は、劇場・音楽堂のみならず、公共施設全体でみても少ないという課題がある。この点では、「運営計画」の検討過程に着目した住民参加の事例研究が積み重ねられていく必要があるといえる。

3 施設運営, 事業への参加

劇場・音楽堂でみられる地域住民の参加に関する近年の研究は、上記のような施設開館までの整備過程における研究のほか、施設の教育的機能に着目したものとして、施設の運営を市民団体やNPOなどが担っている事例に着目した研究、ア

アウトリーチや人材育成など個別の事業に関する研究がなされてきている。本章では、これらの施設開館後に行われる活動を対象とした研究について検討する。

3.1 住民による施設の管理運営

2003年に指定管理者制度が導入されたことに伴って、それまでの設置自治体による直営、もしくは財団による運営に加えて、指定管理者として民間事業者、NPO法人なども施設の運営主体となるのが可能になった³¹。劇場・音楽堂運営の主体について古賀弥生は、当時の潮流が「官から民へ」であることは間違いないとしながらも、運営主体選択の際には、地域の文化団体やNPO、教育機関との関係を構築し、そのネットワークの中でそれぞれが持ち合わせているメリットを出し合い、発展させていく必要があることを指摘している³²。研究では、指定管理者としてNPOなどの市民組織による施設の運営事例を取り上げた報告³³が見られるようになった。それぞれの報告や事例研究は、文化施設として劇場・音楽堂が持つ公共的な価値が、地域に浸透していく過程であると受け止められている³⁴。

3.2 事業

劇場・音楽堂が行っている事業には様々なものがある。このうち、地域住民が参加し、研究が重ねられている事業には、アウトリーチの事業と、アートマネジメントなどを行うことのできる人材を育成する事業が挙げられる。これらは施設の持つ教育機能に着目した事業である。本節では、この2事業への参加に関する研究について整理する。

3.2.1 アウトリーチ事業

日ごろ文化・芸術に触れることの少ない住民に対して文化・芸術を体験できる機会を提供する事業³⁵として1990年代後半から定着してきたアウトリーチ事業は、劇場・音楽堂の事業として、実演芸術家を学校や福祉施設などに派遣し、ワークショップなどを行うものである。吉本光宏は、もともと演劇や音楽に関心のある住民だけではなく、より多くのあらゆる住民が事業の対象となり

うる点で、アウトリーチ事業は従来の事業とは異なっており、施設の受益者の範囲を拡大できると評価している³⁶。

アウトリーチ事業に関する研究では、これに参加した実演芸術家の立場から、実演芸術家自身と、事業を行った劇場施設・団体にとっての意義や効果に関して考察している研究が見られる³⁷。しかし、アウトリーチ事業の参加者としての地域住民は、アンケート調査の対象とされている一方で、その住民自身にとっての意義などについてはあまり触れられていない。しかし小林真理は、アウトリーチ事業の持つ戦略や参加者にもたらされる効果について、“社会教育学の世界でも、すでに議論されてきたことだと思うのである”と指摘する³⁸。ここで小林が取り上げているアウトリーチ事業の効果としては、「教育や福祉における固定概念や既存施策の枠組み、人々の見方や価値観の変化」や「感動を他者と分かち合える学習機会の提供」、「非日常性や違いを個性や豊かさとして認め合う社会の実現」といった内容が挙げられている。

これを社会教育学の分野においてとらえ返したとき、あてはまるのは北田耕也、畑潤、佐藤一子らによってなされてきた、表現活動や芸術文化活動をめぐる社会教育学研究であると考えられる。畑潤は、文化活動、表現活動と社会教育学研究との関連について、北田耕也らによる「大衆文化に対する抵抗」としての民衆文化、文化活動の主体の創造や、「文化の時代」認識への対抗軸として佐藤一子らにより「文化協同」が論じられてきたことについて整理を行っている³⁹。これまでの社会教育研究における文化への視角については、新藤浩伸によって“市民の文化の自律性をいかにうちたてていくか、という課題意識に貫かれ、市民の文化活動を丹念に分析する蓄積がなされている”と述べられている⁴⁰。

以上のように、社会教育学研究が、表現活動や芸術文化活動の実践を通じた住民の主体形成について論じてきたことに照らすと、アウトリーチ事業の効果として挙げられる「人々の見方や価値観が変化すること」を、参加者の学習ととらえることができるのではないだろうか。学習活動ととらえることで、現在まで論じられていない、参加者にとっての事業の効果を検証できると考えられる。この点について、改めて検討していく必要があるといえる。

3.2.2 人材育成事業

劇場・音楽堂はもともと、職員の人事異動が多いといった理由から、専門的な力量を持つ職員が長期にわたって同じ施設にとどまることが少なかったため、人材確保の基盤が弱いという問題があった。さらに1990年代以降、専門性の高い施設の建設が進んだこともあり、「アートプロデューサー」などと呼ばれる劇場の専門職が急速に求められるようになった。研究会やセミナーの開催、文化庁による専門家の派遣事業などが行われているが、そこでは施設職員のみならず、地域住民も対象とした人材の育成が重視されている。

劇場施設でみられるこうした人材育成のプログラムに関する研究は、文化経済学の領域において主に論じられている。新藤浩伸はこれらを概観し整理しているが、「人材育成」研究の範囲としては“実態としては、実践の担い手である人々の何らかの変化や触発、成長を伴っている”研究が最も多いとしている⁴¹。特に「市民（個人・集団・団体）」を育成の主体・対象とした事例研究が見られているとされている。文化経済学分野における「人材育成」研究においては、「教育」概念との親和性の高さが述べられているが、この親和性の高さゆえに、テーマとして論じにくくなっていることが課題として指摘されている⁴²。その背景として、梅棹忠夫の「教育=チャージ」「文化=ディスプレイ」論や松下圭一の社会教育終焉論の展開から、自治体においては教育と文化の所管を分離する方向性に拍車がかかり⁴³、教育の論理を忌避してきた歴史的経緯が挙げられている。また、これに関連して、人材育成ということが何か問われぬまま、実態の研究がされ、政策用語となっている側面も指摘されている。「サービス」としての人材育成が目され、施設の設置当初の目的や活動する人々の存在がおろそかにされてしまうという本末転倒も起きると指摘がされている⁴⁴。

この点においては、文化行政における「教育」プログラムとして、人材育成事業がとらえ返される必要があるのではないかと考えられる。

以上、劇場・音楽堂開館後の事業や施設運営の場面において、地域住民が参加する場合に焦点を当てた研究を概観したが、これらに通じていえることは、その事業の効果や方法論に関するもの、また事業を行う施設や実演家の立場に着目して

いる研究が多く、一方で、参加した住民、さらには言えば住民の学習活動の実態について言及している研究はあまり多くないということである。それぞれについて、人々の参加を学習の活動としてとらえて検討していく必要があると考えられる。

4 おわりに

これまでの社会教育学や生涯学習論を中心とした議論を振り返ると、劇場・音楽堂において地域住民の参加を対象とした研究は、①施設開館までの整備の過程、②開館後の事業や運営、という二つの場面に大別され、それぞれ論じられてきた構造を持つ。

このうち前者の、施設整備過程における参加研究では、住民の社会教育施設要求運動と関連して社会教育学領域での研究が見られたが、その時想定されていた「社会教育施設」は主に公民館や図書館であり、実演芸術を扱う劇場のような施設は、特に住民の参加に関する研究において、社会教育施設ととらえられていなかったのではないだろうか。研究や実践の場において、「文化会館」などと呼ばれた劇場・音楽堂が、社会教育施設としてどのようにとらえられていたか、あるいはとらえられていなかったのか。教育行政・文化政策との関連も踏まえながら、改めて検討する必要があるだろう。

また、住民参加制度とかかわって見られた事例研究では、参加のデザインが確立していないことが共通する課題としてあったことのほか、施設の開館までに、その後の運営体制などを定める「運営計画」の過程に着目した研究の蓄積が不十分であった。この過程の事例研究の積み重ねは今後の課題であるといえる。

後者については、事業の効果や方法に関する研究がある一方、参加者としての住民に言及するものは多くみられていない。しかし、第3章で取り上げたように、これまでの社会教育研究が表現・文化活動の実践を通じた住民の主体形成について議論してきたことと照らし合わせると、「感動を他者と分かち合える学習機会の提供」や「人々の、文化や芸術に対する見方や価値観の変化」などと挙げられている事業の効果は、参加した住民の学習活動と考えることができるのではないだろうか。事業の場面に限って言えば、現在まで論

じられていない、参加者にとっての事業の効果を検証できるだろう。また、その他の場面においても、「参加」を住民自身の「学習」ととらえた研究を今後進めて行くことで、住民の学習施設とし

ての劇場・音楽堂の位置付けも明らかにすることができないのではないだろうか。この点についても、今後の課題として引き続き検討していくこととしたい。

注

- 1 社団法人全国公立文化施設協会『地域の劇場・音楽堂等の活動の基準に関する調査研究報告書』2010.
- 2 松本茂章「芸術創造拠点と官民パートナーシップ—開設5周年を迎えた京都芸術センターの運営—」『同志社政策科学研究』7.1, 2005, p. 203.
- 3 草野滋之“文化施設” <社会教育推進全国協議会編『社会教育・生涯学習ハンドブック 第8版』エイデル研究所, 2011> p. 402.
- 4 辻琢也“分権型社会におけるまちづくりと住民参加(特集 公共建築への住民参加)”『公共建築』42(3), 2000, pp. 8-10.
- 5 『劇場, 音楽堂等の活性化に関する法律』.
- 6 草野滋之, *op. cit.*, p. 402.
- 7 松原治郎「地方自治の変質と住民運動」<松原治郎編著『あすの地方自治をさぐるⅡ 住民参加と自治の革新』学陽書房, 1974> p. 8.
- 8 鐘ヶ江晴彦“住民運動と意識改革”<松原治郎『(現代の自治) 選書5 コミュニティと教育』学陽書房, 1977>.
- 9 福島宏子“平和台図書館と住民参加—東京・練馬の場合(市民参加の図書館運営)”『現代の図書館』17(4), 1979, pp. 212-215.
- 10 小林文人“社会教育施設の計画化と展望”<小林文人編『講座現代社会教育VI 公民館・図書館・博物館』亜紀書房, 1977> p. 404.
- 11 *Ibid.*, p. 405.
- 12 島田修一“教育福祉施設と生涯学習”<宮原誠一編『生涯学習』東洋経済新報社, 1974> pp. 216-217.
- 13 鐘ヶ江晴彦“地域形成と社会教育”<松原治郎『(現代の自治) 選書5 コミュニティと教育』1977> p. 166.
- 14 社団法人公立文化施設協会『[新版] 公立文化会館運営ハンドブック』2007, p. 102.
- 15 森啓“文化ホールが文化的なまちをつくる”<森啓編著『文化ホールがまちをつくる』学陽書房, 1991> p. 11.
- 16 卯月盛夫“公共建築の住民参加: その歴史概観と今後の展望(特集 公共建築への住民参加)”『公共建築』42(3), 2000, pp. 11-13.
- 17 倉阪秀史“公共研究と市民参加(特集 公共研

究の可能性)”『公共研究』5(2), 2008, pp. 18-29.

18 佐藤竺, 渡辺保男『住民参加の実践: 住民参加の行政はどう試みられているか』学陽書房, 1975.

19 藤井誠一郎“住民参加の実践と理論: 轄地区地域振興住民協議会を事例として”『同志社政策科学研究』13(1), 2011, pp. 15-28.

20 益川浩一“住民主体による公民館づくり—愛知県犬山市楽田地区の場合—” <日本公民館学会

『公民館のデザイナー—学びをひらき, 地域をつなぐ』エイデル研究所, 2010> pp. 173-181.

21 森耕一“図書館における市民参加(市民参加の図書館運営)”『現代の図書館』17(4), 1979, pp. 203-207.

22 福島宏子, *op. cit.*

23 社団法人全国公立文化施設協会『公立文化会館の建設計画および改修について: 参考資料集』2001.

24 財団法人地域創造『公共ホールの計画づくりに関する調査研究』2000, p. 9.

25 大月淳, 清水裕之“文化センター建設における市民参加: 可児市文化センター基本構想等市民懇話会の事例報告2”『学術講演梗概集 e-1, 建築計画 i, 各種建物・地域施設, 設計方法, 構法計画, 人間工学, 計画基礎』1998, pp. 143-144.

26 龍元, 清水裕之, 大月淳, 杉本宗之“公共文化施設建設における参加型設計プロセスに関する研究: (仮称)可児市文化センターを事例として”『日本建築学会計画系論文集』(536), 2000, pp. 133-140.

27 世古一穂“公共建築における市民参加(特集 公共建築への住民参加)”『公共建築』42(3), 2000, p. 19.

28 田村悦一『住民参加の法的課題』有斐閣, 2006, p. 12.

29 財団法人地域創造, *op. cit.*, p. 57. より筆者作成

30 *Ibid.*

31 社団法人全国公立文化施設協会『平成22年度公立文化施設における指定管理者制度導入状況に関する調査報告書』2011.

32 古賀弥生“公立文化施設の運営主体に関する考察”『文化経済学』4(3), 2005, pp. 57-64.

33 例えば, 斎藤ちず“『北の芸術プラットフォーム』とよばれたい~小さいながらもよく働く”<社会教育推進全国協議会『日本の社会教育実践 2008』

2008>.

³⁴ 草野滋之, *op. cit.*, p. 414.

³⁵ 財団法人地域創造『文化・芸術による地域政策に関する調査研究報告書 新「アウトリーチのすすめ—文化・芸術が地域に活力をもたらすために—』2010.

³⁶ 吉本光宏“制作基礎知識シリーズ vol.18 アウトリーチの基礎知識(1)”『地域創造レター』97, 2003 入手先 URL:

<http://www.jafra.or.jp/j/library/letter/097/> (アクセス日: 2017.2.9).

³⁷ 例えば, 乗松恵美“音楽によるアウトリーチ実践報告及びアウトリーチの意義についての考察: 公共ホール音楽活性化事業 平成23年度宮城県多賀城市公演”『広島文化学園大学学芸学部紀要』(2), 2012, pp. 99-122.

³⁸ 小林真理“文化活動を支援する公立文化施設と社会教育”『社会教育』66(11), 2011, pp. 14-20.

³⁹ 草野滋之, 畑潤“文化活動と身体・表現”<日本社会教育学会『成人の学習と生涯学習の組織化(講座 現代社会教育の理論Ⅲ)』2004, 東洋館出版社> pp. 141-158.

⁴⁰ 新藤浩伸“公立文化会館をめぐる教育学研究の現状と課題—歴史研究の可能性に注目して—”『昭和音楽大学研究紀要』28, 2009, pp. 54-62.

⁴¹ 新藤浩伸“人材育成”<文化経済学会(日本)『文化経済学—軌跡と展望—』2016, ミネルヴァ書房>, pp. 305-319.

⁴² *Ibid.*, p. 306.

⁴³ 小林真理, *op. cit.*, p. 14.

⁴⁴ 新藤浩伸(2016), *op. cit.*, p. 307.

Structure and Issues in Studies of Participation in Theaters and Concert Halls

Akihiro HORIMOTO[†]

[†]Graduate School of Education, the University of Tokyo

The purpose of this paper is to review previous studies of participation of community residents in theaters and concert halls and to examine related issues. In theaters and concert halls, participation of community residents has been discussed as the participation in the development process before theaters and concert halls are built, or the participation in cultural activities and in management after theaters and concert halls are opened. The result of this review suggests that theaters and concert halls have not been regarded as a part of social education facilities, and that previous studies have not focused on the community residents who are the participants. There is a need for research which regards this participation as community residents' own learning.

Keywords: Theaters and Concert Halls, Community Residents, Participation

2016年度 研究室活動記録

オープンラボ記録

本年度のオープンラボは日程を1日、1回のみに変更し、院生によるコース紹介・研究室紹介と個別相談を実施した。

<実施概要>

◆日時：2016年5月25日 17:00～17:50

<コース紹介>

山田翔平（図書館情報学研究室）

松尾有美（社会教育学・生涯学習論研究室）

ワンデーセミナー記録

本年度も図書館情報学研究室と社会教育学・生涯学習論研究室の研究交流を目的として、両研究室の大学院生が研究内容を発表した。

<実施概要>

◆日時：2016年9月8日 10:00～14:20

◆会場：赤門総合研究棟 A210 教室

◆発表者：西川昇吾，山田翔平，高橋恵美子，大山宏，矢田竣太郎

2016年度 講義内容一覧

【生涯学習論基本研究Ⅳ】担当：教授・牧野篤，准教授・李正連，新藤浩伸

S1期のゼミでは、社会教育分野におけるこれまでの研究動向を広く理解するために①日本社会教育学会編『現代教育改革と社会教育（講座現代社会教育の理論Ⅰ）』（2004），②日本社会教育学会編『現代的人権と社会教育の価値（講座現代社会教育の理論Ⅱ）』（2004）の2冊を講読した。教育とは何か、教育を受ける権利とは何かなど、社会に存在する既存の価値観をゼミの議論の中で積極的に捉え返していった。議論を通じ、およそ10年前の社会教育領域が抱える課題意識（社会教育の専門性の問題や権利論の捉えられ方）が、現在の社会や社会教育を考えるのにも通ずる、多くのキーワードを内包していることを改めて確認し、これから先の社会教育の姿をゼ

ミの時間の中で深く考えることができた。

【生涯学習論特殊研究Ⅳ】担当：教授・牧野篤，准教授・李正連，新藤浩伸

A1期のゼミでは、①日本社会教育学会編『成人の学習と生涯学習の組織化（講座現代社会教育の理論Ⅲ）』（2004），②日本社会教育学会編『社会教育研究における方法論』（2016）の2冊を講読した。①では、主に成人学習論の展開と社会教育との関わりについて議論を行い、成人個人々の学習を、どのように地域や社会の変化へとつなげていくかといったことが話題となった。また②では、これまで社会教育学では明示的に取り上げられることが少なかった研究方法論がテーマである文献を講読し、多様な研究方法の展開を見ていく中で、社会教育学の固有性とは何かということについて改めて議論を行った。

【生涯学習論論文指導】担当：教授・牧野篤，准教授・李正連，新藤浩伸

本ゼミは、研究室所属の大学院生が各自の研究を報告し議論する場として毎週開講されている。各学期において学会発表、投稿論文、修士・博士論文などの内容や、研究構想について報告し、参加者全員で議論を行った。各院生の研究テーマは様々であり、本年度は、子どもや若者の生活に関する研究、高齢社会と学習に関する研究、労働・就労問題と教育に関する研究、文化教育施設や職員の専門性に関する研究、外国におけるまちづくりやコミュニティ活動に関する研究、多文化社会に関する研究など多岐にわたった。個人々の研究内容の他に、研究方法についても議論が及び、参加者全員で問題を共有できたことは、研究を進めていく上で有意義であった。

【成人教育研究の理論と方法】担当：非常勤講師・高橋満

地域や職場における成人の学びを探究するさいの基礎的知識と分析視角について講義された。

講義においては最初に、学校教育と比較した成人教育特有の空間、方法、理論について、博物館教育を事例に取り上げつつ検討された。次に、社会教育・成人教育としての「地域づくり」の実践が取り上げられ、「地域づくり」実践を社会教育・成人教育的視点から分析・評価する手法が検討された。最後に、地域における成人教育実践を取り巻く戦後以来の日

本社会の変化，実践を支える教育行政・政策の理念的転換，そしてこれに影響を与えてきた国際的な成人教育論の変遷について概括的な議論が提示された。

大学院在籍時から現在に至るまでの講師自身の問題関心や研究成果に関する話題もあり，受講者間で活発的な議論がなされた講義であった。成人教育の原理論的研究の必要性はもちろんのこと，実践や制度，政策の文脈性を意識した研究を行うことが重要であると確認された。

【プログラム評価論】担当：非常勤講師・安田節之

教育機関や企業組織，地域コミュニティで行われる対人援助・人材育成・組織開発・地域活性化などを目的とした多様な実践・介入活動プログラムについて，客観的に結果や効果を評価し質の向上につなげるための方法論を学ぶ講義である。講義ではディスカッションをはさみながら評価の目的やアプローチ，インパクト理論，評価クエスチョンなどといった評価の基礎的な事項について学んだ。その上で受講者は小グループに分かれ，各自評価の対象とするプログラムを設定してロジックモデルを設計した。また最終レポートとしてそれぞれのプログラムについて評価計画書を作成した。プログラムを客観化し，誰の，何のための評価なのかということ意識して評価にあたることは，プログラムの質向上を図る上でも有用な視点であると思われた。

【図書館情報学総合研究】担当：教授・影浦峯

【図書館情報学論文指導】担当：教授・影浦峯，客員教授・吉田右子

本講義は通称「総合ゼミ」と呼ばれ，主に図書館情報学研究室所属大学院生が参加し，各自の研究テーマの進捗状況について共有したり，学会発表の練習をしたりする場となっている。基本的には隔週開講で，参加者は半期ごとに1回以上の発表機会を持ち，各回2名程度が発表する。本年度は実験的に，4月から5月にかけて研究の手続き・方法や論文を書く際の注意点などを共有する「研究ガイダンス」を実施した。参加者が各項目について調査・整理し，研究を進めるという行為に関する極めて基本的・実際の情報共有をしたのである。従来の総合ゼミで，各発表者に対して単発的に行われてきた研究の進め方についてのアドバイスを集約したかたちとなる。その後は各自の研究内容の共有を主としたが，10月

には筑波大学にて吉田右子客員教授の研究室と合同で，両研究室から数名ずつ研究報告をするゼミを開催し，活発な議論を交わした。また，年度最後のゼミでは本年度に提出された修士論文の検討会を実施した。

【図書館情報学研究方法論】担当：教授・影浦峯

夏学期の影浦ゼミでは，Degroot と Schervish の *Probability and Statistics* の第4版をテキストにして，確率論を題材としながらいかにして専門書を読み解くかという方法を学んだ。

例えば，テキスト内の定義・定理・命題等をそのままノートに書き写すこと，本文に出てきた単語の定義を理解しているかチェックし，していなかった場合は定義を参照すること，定理等で理解できているかをチェックするために図示してみることに，例の活用の仕方，命題等の仮定と結論を明記しておくこと，そして理解が困難な箇所については自分なりの解説などを付け加えることなどである。

ゼミは，発表者を一人決め，発表者ごとに担当箇所を割り振り，その箇所について発表者が抗議・解説をし，その後全員で疑問点などを出し合い，ディスカッションをするという形式で行われた。

発表は英語で行われ，質問・議論等は日本語と英語の両方で行われた。

【情報媒体構造論】担当：教授・影浦峯

2016年度の『情報媒体構造論』と題された集中ゼミでは，論理学における量子の扱い方について学んだ。Proofs and Fundamentals: A First course in Abstract Mathematics というテキストの第1章を参考にした。指定された箇所を参加者全員が一定時間の間に読んで，②読んだ部分の内容についてコーディネータを一人設定して議論をする，というサイクルを一日の間に何度か繰り返して進めていった。このゼミでの最終的な目標は，全称量子と存在量子を含んだ命題「全ての人がある果物を毎日食べている」の否定の操作ができるようになることであった。学習内容としては，論理演算子と真理値表，集合演算，量子子の操作を学び，命題を論理式に落とし込んで考えることを覚えた。結果としては，参加した学生全員が，先述の量子子を含んだ命題の否定の命題を作成するという操作を，手順を確認しながら行うことが可能になった。

【北欧の生涯学習と図書館】担当：客員教授・吉田 右子

本講義は、北欧における生涯学習の拠点としての図書館に関する体系的な知識の習得を目的とするものである。講義ではデンマーク、スウェーデン、ノルウェーとフィンランドの公共図書館に焦点が当てられ、図書館の写真資料とその他マルチメディア資料を通して、その機能、歴史、サービス、利用者と司書について多面的に学んだ。人々の暮らしにおける図書館の位置付けを語る際に欠かせない北欧の気候と環境についても紹介がなされた。ゲストスピーカーである筑波大学大学院博士課程の和気尚美氏による3回の講義では、デンマークの公共図書館における移民を対象としたサービスが、実際に図書館で配布されている資料とともに紹介された。

最後の2回の講義では、受講生が北欧の教育という大枠の中で各々が設定したテーマに関する発表を行った。シティズンシップ教育、発達性ディスレクシア、文化政策、ICTの活用、職業教育、高齢者政策、美術館、劇場施設、子育て、教員養成など多岐にわたるテーマについての議論を通して、生涯学習における図書館の役割と可能性を見直すことができた。

【デジタルドキュメント論】担当：非常勤講師・阿 辺川武

デジタルメディア上で配信・流通・利用・保存されるドキュメントであるところの「デジタルドキュメント」に関する様々なトピックを、講義形式を基本としながら数回の演習を交えて学習した。扱われたトピックはデジタルドキュメントの歴史的な位置づけに始まり、その技術的構成要素、データ構造、学術分野での発信と利用、電子書籍・電子出版における動向、インターネット上での存在形態、保存方法と多岐にわたった。講義では数回のレポートやディスカッションが実施された。一方演習では、デジタルドキュメントに関連した企業の展示会「コンテンツ東京2016」やデジタルドキュメントを駆使した展示を扱う「お茶ナビゲート」の見学、及び電子書籍・電子辞書端末の体験ができるカフェ「GLOCAL CAFÉ」での電子出版業界関係者を交えたディスカッションがなされ、いずれも民間での実践について直接触れられる有意義な機会を得ることができたのであった。

2016年度 個人研究報告

(図書館情報学研究室 博士課程)

[井田浩之]

現在、東大は休学して、UCL Institute of Educationの博士課程で研究をしております。2016年度は学会発表3件、論文集に1件、雑誌投稿1件ずつ成果を発表しました。現在の研究テーマは、情報リテラシー教育を機関内(学生、教員、図書館)で有機的に機能させるための理論的検討とそれを確認する実証研究を行っています。

進捗状況としては、中間論文審査(upgrade)には通過し、実証研究に向けた学内での研究倫理審査に通過したところです。2017年初頭にイギリスの高等教育期間を対象に、学生、教員、図書館員に情報リテラシー教育の経験を調査するインタビューを実施予定です。そのあと、データの分析を行い、全体を執筆して、2018年度中には博士論文を提出したいと考えています。

2017年度は、実証研究を中心に、全体の構想を強固なものにしていきたいと思っています。

[高橋恵美子]

本年度は学校司書についての本のための執筆作業を行った。9月のワンデーセミナーで「学校図書館専門職制度確立の要件に関する考察」を報告、その後博士論文執筆のための文献調査等を行っている。

日本図書館協会学校図書館職員問題検討会の委員として、文科省研究協力者会議の論点整理(案)に対する意見(2016年5月公表)、検討会報告書の作成及び同報告書(案)についてのパブコメ意見とそれに対する考え方(両方2016年10月公表)のまとめに関わった。8月、日本図書館協会学校図書館部会第45回夏季研究集会で「学校図書館職員問題検討会報告」、学校図書館問題研究会第32回全国大会分科会8で同検討会の報告、10月第102回日本図書館協会全国図書館大会第3分科会学校図書館で「学校図書館職員問題検討会報告書、作成経過と内容」報告を行った。検討会報告書に関して、『出版ニュース10月下旬号』(出版ニュース社)に「学校司書の新しい資格の提言まとまる」を執筆した。

[宮田玲]

2016年1月～12月の主な研究活動は以下の通りで

す。

1. 執筆／発表

【研究書】 Rei Miyata, Anthony Hartley, Kyo Kageura, Cécile Paris. ‘Garbage Let’s Take Away’: Producing Understandable and Translatable Government Documents: A Case Study from Japan. *Social Media for Government Services*, Springer, pp. 367–393, 2016.

【国内学会】宮田玲, 藤田篤, 内山将夫, 隅田英一郎「機械翻訳向け前編集の事例収集と類型化」言語処理学会第22回年次大会, 仙台, pp. 869-872, 2016年3月.

【国際会議】Rei Miyata, Anthony Hartley, Cécile Paris, Kyo Kageura. Evaluating and Implementing a Controlled Language Checker, *International Workshop on Controlled Language Applications (CLAW 2016)*, pp. 30–35, Portorož, Slovenia, May 2016.

【招待講演】宮田玲「制限オーサリングと機械翻訳」名古屋地区 NLP セミナー, 名古屋大学, 2015年11月29日.

【国際会議】Rei Miyata, Kyo Kageura. Constructing and Evaluating Controlled Bilingual Terminologies, *International Workshop on Computational Terminology (CompuTerm 2016)*, pp. 83–93, Osaka, Japan, December 2016.

【国際会議】Rei Miyata, Anthony Hartley, Kyo Kageura, Cécile Paris, Masao Utiyama, Eiichiro Sumita. MuTUAL: A Controlled Authoring Support System Enabling Contextual Machine Translation, *International Conference on Computational Linguistics (COLING 2016)*, system demonstrations, pp. 35–39, Osaka, Japan, December 2016.

2. その他

・有期技術員, 情報通信研究機構 (NICT) 先進的音声翻訳研究開発推進センター 先進的翻訳技術研究室.

・プログラム委員, NLP 若手の会 (YANS).

・プログラム委員, Young Researchers Symposium on Natural Language Processing (YRSNLP 2016).

〔新井庭子〕

(概要) 小・中教科書のテキストを比較した時、そこには語彙だけでは説明のつかない形式の難しさのギャップが存在する。

テキストの難しさの研究として、既存の研究ではテキストか人間の認知かどちらかしか研究対象にされてこなかった。今後の研究では、最終的に人間の読解を困難にするテキストの形式の特徴に着目し、人間の読みとテキストの両方を研究対象とする。

それに先立って、今年の研究ではまず読みを困難にするテキストのパラメーターを予測し、小・中教科書テキストの間にそのパラメーターで表現できるギャップがあることを示した。文構造に着目し、係り受け関係の複雑さや定義表現の多さなどのパラメーターを設定した。

本研究は、最終的に、示したパラメーターで難易度推定式を作り、読解力テストの結果と照らし合わせ、これを正解データとして難易度推定式の精度を上げることを目指すものである。

〔矢田峻太郎〕

2016年度から本コース博士課程に進学した。卒業論文から継続・延長した研究テーマである『「前読書家」を触発する図書推薦システム』の完成を博士論文の内容とするつもりで取り組んでいる。本年度は、6月に国内学会「電子情報通信学会 言語とコミュニケーション研究会」での口頭発表、12月に国際学会「International Conference on Asia-Pacific Digital Libraries」でのポスター・口頭発表を行った。また、研究テーマに深く関連する領域のトップカンファレンスの1つである International Conference on Computational Linguistics に参加し、最新の知見と関連研究者との交流を得ることができた。加えて、上述の国内学会をきっかけに、10月より KDDI 総合研究所で半年間のインターンに従事する機会を得、週に2日程度の頻度で指導を受けた。

〔山田翔平〕

2016年度は、「基盤(B)知識基盤としての出版メディアの変容に関する実証的研究」の一環として岩波新書の物理的、形態的特徴について記述する研究を行った。この研究成果は、“Physico-symbolic characteristics of Japanese paperback book series Shinsho: A descriptive study” というタイトルで、

The 7th Asia-Pacific Conference on Library & Information Education and Practiceにて発表した。さらに、修士論文の内容を基として雑誌投稿論文の作成を行った。タイトルは“The conceptual correspondence relation between an encyclopaedia and Wikipedia”であり、内容は百科事典とWikipediaの機能的差異性を百科事典の概念を基に分析するものである。この論文は2016年度内に投稿予定である。また、今年度は、学校教育高度化センターによる若手研究者育成プロジェクトに採用され、本研究室修士課程の朱とともにグループ研究を行った。「ディスレクシアを持つ児童生徒にとって読みやすい和文組版要素の研究」という研究タイトルで申請し、研究内容は、ディスレクシアの人に読みやすい和文書体の開発とその評価実験である。

(図書館情報学研究室 修士課程)

[朱心茹]

本年度は昨年度に引き続き、「発達性ディスレクシアに特化した和文書体」に関する研究を行いました。

研究の進捗について、2016年7月に情報処理学会第135回コンピュータと教育研究会で「発達性ディスレクシアに特化した欧文書体の特徴」という題目の口頭発表を、2016年9月にJapanese Association for Digital Humanities Conferenceで“Characteristics of a Japanese Typeface for Dyslexic Readers”という題目のポスター発表を行いました。前者の発表では学生奨励賞を受賞しました。

これらの研究は一部「山田翔平(代表研究者)・朱心茹、発達性ディスレクシアを持つ児童・生徒にとって読みやすい和文組版要素の研究、東京大学大学院教育学研究科附属学校教育高度化センター若手研究者育成プロジェクト」の支援を受けて行われたものであるため、2017年2月にストックホルム大学と共同で開催される国際シンポジウムでの研究発表を予定しています。

また、これまでの研究に基づいて修士論文「発達性ディスレクシアに特化した読みやすい和文書体の研究」を執筆しました。

[宮本愛]

本年度は、修士論文「戦前期東京における公共図書館の利用者 - 女性に焦点を当てて -」を執筆しま

した。戦前における図書館の利用者の実態を、特に当時図書館利用におけるマイノリティーであった女性を中心に明らかにすることを目的とし、当時の利用者数や利用者の職業・年齢、利用者の利用傾向を、戦前期に作成された史料をもとに調査しました。史料調査に伴い、戦前期に作成された図書館業務資料を実際に手に取ったことは、自分にとって貴重な経験となりました。

授業に関しては、総合ゼミでの発表を通じて教授や院生の皆様から貴重なご意見をいただき、修士論文執筆において多くの知見を得ることができました。また、10月に行なわれた筑波大学大学院図書館情報メディア研究科との合同ゼミでは修士論文の進捗状況について発表を行ない、筑波大学の皆様からも有益なアドバイスを多数いただきました。

本コースの先生方・研究室の皆様には、2年間大変お世話になりました。感謝申し上げます。

[岩井美樹]

本年度の研究活動は以下の通りです。

学会発表:2016年6月にコペンハーゲンで行われたTKE2016で、「Cross-lingual correspondence between terminologies: The case of English and Japanese」の研究発表を行いました。また、12月にも大阪で開催されたCOLING2016のワークショップに参加し、「A method of augmenting bilingual terminology by taking advantage of the conceptual systematicity of terminologies」の研究発表を行いました。本会議にも参加しました。

研究室ミーティング:昨年から引き続き、研究室ミーティングを月に1回程度行いました。

修士論文の執筆:修士論文「専門語彙の構造的特徴を活用した対訳専門用語集の拡張手法の提案」の執筆を行いました。

[唐麟源]

学際情報学府学際情報学専攻浦浦研究室修士課程2年の唐です。今年度の研究活動は、主に修士論文の完成に向けたものです。学習カリキュラムに従って、学府の講義に出席する以外に、複数のゼミナールに参加しました。方法論ゼミでは、確率と統計の学習を通し、本の読み方と思考の仕方をめぐる訓練を受け、学習と研究の方法論についての認識を深めました。また、去年から開始した、研究室に所属す

る修士1年生が集まったM1ゼミは、今年から新たなメンバーが加わり、研究ゼミと名を改めました。それぞれの学位論文の完成に向けて、進捗を確認し合い、有益な刺激と意見を互いから得られる場所となっています。自分の研究に関して、研究テーマは言語の表層的なレベルにおけることばの一貫性と安定性と確定した。それを分析するための材料である国会会議録の形式的特徴について、2016年9月に開催された社会言語科学会の第38回大会においてポスト発表を行いました。今後、研究成果の共有とアウトプットを意識しながら研究を進めていきたい。

(社会教育学・生涯学習論研究室 博士課程)

[大山宏]

本年度行った研究活動は、以下の通りである。

1. 論文

・「東京都基礎自治体における青少年教育施設設置状況の推移」『生涯学習基盤経営研究』第41号、2017年3月

2. 書籍

・『大都市・東京の社会教育 歴史と現在』(東京社会教育史編集委員会編、2016年9月)の一部執筆(p.536~557、井口啓太郎・橋田慈子と共著)

3. 報告書

・東京大学大学院教育学研究社会教育学・生涯学習論研究室『「まち」をフィールドにする―「岡さんのいえ TOMO」・「街 ing 本郷」院生プロジェクト報告―』(学習基盤社会研究・調査モノグラフ第11号) 2016年、pp.4~5、8~12 (西川昇吾と共著)、16~17、19~21 (中川友理絵と共著)、21~23 (松尾有美・中川友理絵と共著)、25~26

・東京大学大学院教育学研究社会教育学・生涯学習論研究室『地域社会への参加と公民館活動―飯田市の千代・東野地区におけるアンケート調査の分析から―』(学習基盤社会研究・調査モノグラフ第12号) 2016年、pp.69~73

4. 学会発表等

・「子ども・若者支援専門職の基本理念―“第三の領域”の視点から―」日本社会教育学会6月集会・プロジェクト研究報告、2016年6月(生田周二と共同発表)

・「青年期に求められる自立に関する史的考察」日本社会教育学会第63回研究大会、2016年9月

[金宝藍]

本年度行った研究活動は、以下の通りです。

【論文】

・「韓国の地域共同体運動における市民力形成に関する一考察」『日本社会教育研究』第52巻1号、p.33-43、2016年。

【書籍(共著)】

・郭珍榮、呉世蓮、金宝藍「韓国における単位銀行制と学習口座制の現況と課題」『躍動する韓国の生涯学習―市民・地域・学び』エイデル出版、2017年刊行予定。

【研究報告】

・「「市民力」の形成における「運動」の果たす役割に関する一考察―「シティズンシップ」概念の批判的検討をとおして―」日本社会教育学会第63回研究大会(自由研究発表)、2016年9月。

・「韓国の生涯学習における「地域とマウル共同体」」日本社会教育学会第63回研究大会(ラウンドテーブル)、2016年9月。

・「韓国のマウルにおける社会的経済―持続可能な地域社会をつくる力量形成に焦点を当てて―」第90回社会的企業研究会、2016年9月。

・「持続可能な社会をデザインする運動としての社会的連帯経済」第4セクター・社会的企業日韓研究交流会、2017年1月(早稲田大学)。

【(共同執筆)報告書】

・「韓国の平生教育・この1年」『東アジア社会教育研究21号』2016年12月。

・「2015年社会教育研究動向」『日本社会教育学研究』第52巻2号、2016年9月。

・「岡山県備前市地域活性化研究実習報告書」、2016年5月。

・「「まち」をフィールドにする―「岡さんのいえ TOMO」・「街 ing 本郷」院生プロジェクト報告―」、2016年6月。

【その他】

・定例研究会(「韓国生涯学習フォーラム」、「東アジア社会教育研究会」、「社会的企業研究会」など)に関わり、本の編集・執筆・翻訳や研究会の運営企画などに参加

・翻訳：池熙淑「「住民の視点」から見た韓国平生教育活動家の実践と学び」、『東アジア社会教育研究21号』2016年12月。長澤成次「日本における社会教育政策の動向」、日韓学術交流研究大会資料

集,2016年11月.

・日本社会教育学会「通信広報」担当幹事.

〔山口香苗〕

今年度の研究活動は、以下の通りです。

〔論文〕

・「台湾における「社区大学全国促進会」の役割：社区大学法制化と公共課題解決プロジェクトの実行を中心に」『社会教育研究』第52号2巻，日本社会教育学会，2016.9.

・「台湾の社区大学における「公民社会」へのアプローチ方法：台北市文山社区大学を例に」『日本公民館学会年報』第13号，日本公民館学会，2016.11.

・「地域課題に取り組む台湾の地域学習施設：台北，台南，高雄市の社区大学を例に」，「台湾の終身学習・この1年：学習型都市，楽齡学習センターおよび職員の現状」，2編共に『東アジア社会教育研究』21号，2016.9.

〔学会発表〕

・山口香苗「台湾の社区大学による市民社会形成の特質：台北市社区大学3課程の学習者へのインタビューから」日本社会教育学会第63回研究大会（於：弘前大学）2016.9.17.

〔その他〕

・共著「2015年社会教育研究の動向」『日本社会教育学会紀要』第52号2巻，2016.9など。

〔杉浦ちなみ〕

本年は、以下に取り組みました。

〔論文・記事〕

・「民謡文化の伝承と学習と」『月刊社会教育』2016年6月号，pp.18-23，国土社

・「徳富猪一郎の『大江義塾』」(pp.20-32)，「飯田柳田国男研究会」(pp.304-323)，「合同討議 主題をめぐる二，三の問題」(pp.487-510，共著)北田耕也監修，地域文化研究会編『地域に根ざす民衆文化の創造—「常民大学」の総合的研究—』2016年11月，藤原書店

〔翻訳〕

・「Chapter1 総説」(pp.5-13，共訳)，「Chapter2 文化」(pp.15-31，共訳)，「Chapter4 芸術との関わり方」(pp.59-109)，「参考文献」(pp.211-220，共同作成)デヴィッド・J・ジョーンズ著，新藤浩伸監訳『成人教育と文化の発展』2016年2月，東洋館

出版社

(口頭発表)

・“How the Regional People Learn their Folk Music in Japan: Amami Oshima” ISME Glasgow 2016, 32nd World Conference, 2016年7月29日
・「多様化する民謡の伝承—奄美大島から—」社会教育研究全国集会「地域文化の創造と社会教育」分科会，明治大学，2016年8月28日

〔西川昇吾〕

本年度の研究活動は以下の通りである。

〔論文〕

「社会教育学としての労働の意味づけに関する一試論」『東京大学大学院教育学研究科紀要』，第56巻，2017年3月発行予定

〔学会発表〕

「労働の意味づけに関する一考察—古代から近代にいたる労働思想史の検討を通して—」社会教育学会第63回大会（於：弘前大学）2016年9月

〔報告書〕

東京大学大学院教育学研究科社会教育学・生涯学習論研究室院生プロジェクト『「まち」をフィールドにする—「岡さんのいえ TOMO」・「街 ing 本郷」院生プロジェクト報告—（学習基盤社会研究・調査モノグラフ第11号）』2016年6月，pp.8-13（大山宏と共著），30-31，45-46，56-57.

東京大学大学院教育学研究科社会教育学・生涯学習論研究室飯田市社会教育調査チーム『地域社会への参加と公民館活動—飯田市の千代・東野地区におけるアンケート調査の分析から—（学習基盤社会研究・調査モノグラフ第12号）』2016年7月，pp.24-26，65-69.

〔須藤誠〕

本年は博士論文執筆に向けて自身の課題意識を深めていく一方で，他領域の研究者との交流も活発に行った年でした。具体的な研究活動は次の通りです。

〔国際会議〕

・Suto M "Rethinking the Role of Social Education and Lifelong Learning in Aged Society" The 3rd International Alliance of Research Universities Aging, Longevity and Health Initiative Graduate Student Conference, Tokyo, Japan, 2016.11.4.

・Yokouchi N, Horinuki F, Okada H, Sumikawa Y,

Suto M, Fukui C, Ogino R, Park H, Fujisaki M, Nagata S, Higuchi N, Goto J "Practice for supporting the decision-making of the persons with dementia: A field study of "Dementia café" " The 3rd International Alliance of Research Universities Aging, Longevity and Health Initiative Graduate Student Conference, Tokyo, Japan, 2016.11.4.

(国内シンポジウム)

・パネルディスカッション登壇&報告「地域活動の場をデザインする-柏市での実践より-」IOG/GLAFS 国内シンポジウム 2016 (東京大学) 2016.3.5.

(雑誌記事等)

・共同執筆「2015 年社会教育研究の動向」『社会教育学研究』第 52 号 2 巻, 2016. 9.

・「特集 高齢化社会に向けた学際的取組み 東京大学高齢社会総合研究機構のいま 5 閉じこもり高齢者へのアプローチ」『エルダー』第 38 巻第 5 号, 2016.5. (上述シンポジウムの取材記事です)。

(その他)

・日本社会教育学会第 63 回研究大会 (2016.9.16-18, 弘前大学) に参加し, 最新の研究成果に触れるとともに, 他大研究者との議論を深めました。

・昨年に続き, 研究室の他院生とともに世田谷区「岡さんのいえ」関係者に聞き取り調査を実施しました。

・ほか, 他研究科に所属する研究者とともに, 高齢化の進む郊外住宅地における住民活動の展開方法を検討する共同研究にも関わりました。

[松田弥花]

本年度は, 自身の研究テーマであるスウェーデンの Social Pedagogy (=Socialpedagogik) に関して現地で研究活動を進めた。具体的には, 歴史史料や文献の収集・読解・講読と, インタビュー及び観察調査である。

以上の成果を, 『社会教育学研究』第 52 巻第 1 号 (「スウェーデンの Socialpedagogik 概念にみる教育・福祉・コミュニティの関係性に関する考察」) や, 日本教育学会第 75 回研究大会 (於: 北海道大学) (「スウェーデンにおけるヘムゴードの考察—社会教育福祉論と Social Pedagogy の視点から—」, 名古屋大学・松田武雄と共同), 日本社会教育学会第 63 回研究大会 (於: 弘前大学) (「スウェーデンにおける Socialpedagogik の歴史的概念に関する研究—1900

～1930 年代を中心に—」, 個人) で発表した。また, 「The Nordic Educational Research Association 2017 (NERA2017): 北欧教育学会 2017」(於: オールボー大学) に参加し「The Differences between Social Pedagogues and Socionoms in Sweden」というテーマでインタビュー調査の内容を発表する予定である。

一方で, 副専攻である「活力ある超高齢社会を共創するグローバル・リーダー養成プログラム (GPiNG: GLAFS)」における共同研究や, 研究室内の共同研究における報告書執筆活動を行った。

[入江優子]

今年度より, 社会人として常勤勤務の傍ら博士課程に進学しました。開かれた学校づくりや学校と地域の協働政策が進められ, 「社会の中の学校」の在り方が問われる中, 学校と社会の関係性に興味を寄せています。今年度は, 講義等を通じて研究の基本的視点や方法論を学びつつ, 高度経済成長期とバブル崩壊後の社会経済情勢や産業構造の変容に伴う「家庭の変容」という側面からみた学校と社会の関係性の変化について, 先行研究やデータの整理を進めています。

研究室の活動では, 『社会教育学研究』第 52 巻第 2 号における「2015 年の社会教育研究の動向」のまともに参加し, ジェンダー, 震災, 地域と学校に関わる実践研究の動向について執筆を担当しました。また, 院生プロジェクト研究「岡さんのいえ」の「岡's キッチン」プログラムに参加し, 参加者との交流の中で, 他団体の児童養護施設退所者向けプログラムの視察と意見交換の機会も得, これらを今後の研究に生かしていきたいと考えています。

[詹瞻]

今年度より本コースの博士課程に進学した。院ゼミや講義では生涯学習の理念や歴史, また各国, 各地域の生涯学習施設における活動の動向について学習した同時に, 個人研究には, 中国学術文献オンラインサービス (中国知網 CNKI) と上海図書館で「美術教育思想」, 「美術館教育」, 「文化公共性」といういずれも美術館関連するキーワードでタイトル検索して得られた文献, 書籍を対象に整理を行い, 中国の美術館における「陶冶」という言葉について再検討する作業を行った。修士論文の一部をまとめ直し

〔中国における美術館教育活動とその意義に関する一考察—歴史的な展開への視点から〕「東京大学教育学研究紀要」に投稿した。

その他、今年度は以下の活動を行った。①研究室における共同研究活動として社会教育学会の研究動向の整理を参加しており報告書に執筆した。②柏市豊四季台のくくるセミナー・中国語講座にて、講師として高齢者と言語、文化を学習した。

〔堀本暁洋〕

本年度、博士課程に進学しました。本年度の主な活動は以下の通りです。

1. 執筆

- ・「劇場・音楽堂における「参加」研究の構造と課題」『生涯学習基盤経営研究』第41号、2017年3月
- ・「鎌倉柳田学舎」北田耕也監修『地域に根ざす民衆文化の創造——「常民大学」の総合的研究』（藤原書店、2016年11月）pp.348-363.
- ・「第18分科会 地域文化の創造と社会教育」『第56回社会教育研究全国集会（東京集会）報告書』（社会教育推進全国協議会、2016年11月）pp.72-73.

2. 発表

- ・「劇場・音楽堂の管理運営計画の検討過程における住民参加—埼玉県富士見市民文化会館開館までを対象に—」文化経済学会（日本）2016年度研究大会、2016年7月

3. その他

- ・院生プロジェクトでNPO法人「街ing本郷」の活動に参加し、NPO総会での報告、通信の作成などを行った。
- ・2015年の社会教育研究の動向について、他の院生と共同でとりまとめ、原稿を執筆した。
- ・柏市高柳のキッズセミナー・楽器作り講座に講師として参加し、子どもたちと楽器の製作・発表を行った。
- ・地域文化研究会に参加し、常民大学の実践について共同研究を行った。また、鎌倉柳田学舎（鎌倉市）への調査を行った。

〔松尾有美〕

本年度の研究活動は以下のようである。

<論文>

- ・呉世蓮、金宝藍、松尾有美「韓国の平生学習・この1年」『東アジア社会教育研究』第21号、pp.86-95.

<学会発表>

- ・「韓国の共同育児に対する母親たちの意識の考察—ソウル市育児ブマシ団体に所属する母親に着目して—」日本社会教育学会第63回研究大会（自由研究発表）、2016年9月17日

<翻訳>

- ・梁炳贊「マウルづくり事業と草の根住民の主体形成」、盧京蘭「労働と平生学習」『躍動する韓国の社会教育・生涯学習—市民・地域・学び』（2016年3月刊行（予定）にどちらも掲載。）

<報告書>

- ・東京大学大学院教育学研究科社会教育学・生涯学習論研究室院生プロジェクト『「まち」をフィールドにする—「岡さんのいえ TOMO」・「街ing本郷」院生プロジェクト報告—』（学習基盤社会研究・調査モノグラフ第11号）2016, pp.6-8, pp.32-33, p.45, p.57.
- ・東京大学大学院教育学研究科社会教育学・生涯学習論研究室 飯田市社会教育調査チーム『地域社会への参加と公民館活動—飯田市の千代・東野地区におけるアンケート調査の分析から—』（学習基盤社会研究・調査モノグラフ第12号）2016, pp.48-50, pp.58-65（中川友理絵、松田弥花と共著）

<その他の活動>

- ・院生プロジェクト研究：昨年度に引き続き、東京都世田谷区「岡さんのいえ TOMO」でイベントの運営補助や企画をした（通年）。
- ・東アジア社会教育研究定例会、韓国フォーラムへの参加：月に一回程度研究会に参加し、本の編集、翻訳、執筆活動、ラウンドテーブル（日本社会教育学会第63回研究大会9月18日）での報告に参加した（通年）。
- ・ものラボワークショップ：今年度は、昨年度までの高山に加えて岐阜でもサイエンスキャンプという形で、小学生高学年を対象にしたワークショップにスタッフして参加した（8月、10月～12月）。
- ・高柳、六小キッズセミナー：ジャンボかるたを使用して、小学生たちとかるた取りを楽しむ講座を担当した。

（社会教育学・生涯学習論研究室 修士課程）

〔大野公寛〕

本年度は主に修士論文「サイレント・マジョリティの学校参加論—島根県立隠岐島前高校魅力化プロジェクトを事例として—」の執筆をおこなった。

本論文は、参加型社会の出現に際して、さらに社会そのもののあり方を学校を核に組み換えようとする近年の政策動向のなかで、重要になると思われる、しかし制度の捕捉できない多くの住民に焦点をあて、その参加のあり方の実態を明らかにするとともに、時空論の観点から考察をおこなったものである。

他に以下のような活動があった。①昨年度に引き続き、NPO 法人街 ing 本郷にかかわりながら、モノグラフの発表や NPO の活動通信の復刊などをおこなった。②全国公民館連合会による全国公民館実態調査の結果の整理・考察をおこない、『月刊公民館』に発表した（大野公寛・末光翔・丹田桂太・永野恵「公民館のゆらぎと可能性」『月刊公民館』2016年6月号から2017年3月号まで掲載予定）。③卒業論文の内容を報告する機会を得た（自治体学会おおいの日田大会分科会4(公募企画),2016年8月20日)。

〔丹田桂太〕

本年度は主に、修士論文「近代学校教育制度と「地元」—青年のキャリア形成をとらえる視点の再検討—」の執筆に取り組んだ。本論文では、「地元」という場所での青年のキャリア形成を扱ってきた先行研究の議論の枠組みを、近代産業社会における「国民形成」の制度的装置としての学校教育とそのもとの「人間観」との関わりの中で捉え返すことによって、その問題性を指摘し、「地元」でのキャリア形成を積極的かつ肯定的に捉えていくために必要な視座を提示した。

また、昨年度末に大野公寛、末光翔、永野恵らと共同で執筆した平成 25 年度全国公民館実態調査結果検討報告書をもとに、雑誌『月刊公民館』の連載記事を執筆した。

さらに、院生プロジェクトの活動の一環として、昨年度より文京区の NPO 法人「街 ing 本郷」の定例カフェに継続的に参加している。とりわけ本年度は、広報誌「街 ing だより」の作成に取り組んでいる。

〔末光翔〕

昨年度に引き続き、精神疾患の子どもを持つ親や家族の学習活動について、その支援のあり方に関する調査を進めています。病気を患う当事者と共に暮らす家族は、その対応の難しさや将来の見通しのつかなさや疲弊しがちです。それに対して現在、関東

近辺の家族の集まり（家族会）を中心に、家族自身が学習を通して元気になることを目指す「家族による家族学習会」の取り組みが行われています。この取り組みは、既に数年間にわたってその効果や重要性に関する調査が行われ、有志の家族や NPO の関係者により全国各地域の家族会への普及を目指されている段階にあります。

その中で自分は、有志の家族が各地域の学習会活動をサポートしていく方法について、特に学習会活動の「振り返り」や「実践記録」の役割に注目して調査を進めています。今年度は、昨年度行った家族への聞き取りを元に、学習会活動のサポートに関するマニュアル改訂作業を行い、また実際に埼玉、千葉、横浜にて取り組まれている家族学習会の見学、聞き取りを進めています。

〔永野恵〕

本年度は、修士論文『公立文化ホールにおける指定管理者制度に関する研究 - 「協働」による「地域ガバナンス」に着目して -』の執筆を中心に研究活動を行った。論文執筆にあたり熊本県立劇場、三重県総合文化センターにて聞き取り調査を行い、財団運営による公立文化ホールの実態調査を行うとともに、その実態が近年注目される「協働」による「地域ガバナンス」という地域経営方法にどのように位置づくのか分析を試みた。

また研究室同期と共同の活動としては、公益社団法人全国公民館連合会が実施した全国公民館実態調査の結果を分析・考察し昨年度末に執筆した報告書をもとに、本年度は雑誌『月刊公民館』にて6月号から計9回にわたり記事『公民館のゆらぎと可能性 平成 25 年度全国公民館実態調査調査結果検討報告』の連載を行った。

院生プロジェクトでは、東京都世田谷区の「岡さんのいえ TOMO」にて、「開いてるデー」や「サンデークラブ」、「岡's キッチン」の活動に参加した。

〔佐藤志保里〕

本年度より修士課程に進学した。院ゼミには後期から参加し、文献講読や討論を通じて社会教育・生涯学習の基本的な視点や研究の方法論について学んだ。研究の関心としては、困難な立場にある人が自分の人生をゆたかに生きようとするときにどのような支援ができるかということである。本年は障害者

就労支援施設である NPO 法人「きらら女川」および「ゆめ工房」にて活動をともにしながら調査を行った。困難を抱えながらよりよく生きようとするあり方、自身が社会の中に確かに位置づいていると実感をもって生きるにはどうしたら良いかについて考えながら、今後さらに焦点を明確化し先行研究の整理や聞き取りを行っていく予定である。またこれからも教育学について知見を深めるため、文献講読を進めた。

〔鯛仁和〕

本年度 4 月より修士課程に進学した。院ゼミや講義を受けることを通して、社会教育生涯学習における基本的な考え方や方法論についての考えを深めた。また、学部ゼミでも文献講読を行い、さらに長野県飯田市でフィールドスタディを行った。その後追加調査で再度飯田市を訪れ、通学合宿の取り組みについてインタビュー調査を行い、この調査をもとに報告書を執筆した。

個人の研究においては、個人の想いは語りによどのように現れるのか。人はまちに対する想いをどのようにつくりあげていくのか。その想いをどのようにして汲み上げていくことができるのか。これらのことについて興味を持っている。学部生の時から関係のある岩手県大槌町や長野県飯田市などを何度か訪問し、交流を続けている。これからも交流や語り合いを続けながらそこから見えるものについて考えていきたいと思っている。それと並行して、関連文献にあたりながら問題関心・課題設定を明確にしていることと考えている。

〔福森敏也〕

「学び」を通じたまちづくりに興味があり、全国各地の取り組みに関心を持っている。研究テーマは二転三転している現状であるが、最近では「なぜ『地域振興』は目指される(べき)か」という根本の疑問に立ち返りつつ、各地を訪れたり文献にあたったりして思索を深めている。具体的には以下のような活動を行った。

- ・世田谷区「岡さんのいえ TOMO」での活動。特に児童擁護施設退所者の居場所づくりを目的とした「岡's キッチン」では、準備から振り返りに至るまで、中心的スタッフとして関与している。
- ・長野県飯田市にて「飯田型公民館」の特徴と広が

りについて調査中。飯田市を仲介に、飯田と関わりのある兵庫県尼崎市にも訪問した。

- ・産学連携プロジェクト「ものラボ JAPAN」の活動。コアスタッフとして岐阜県高山市、岐阜市で小学生向けワークショップに参加した。
- ・AWS 気仙沼プロジェクトの活動。本研究室と関係はないが個人的に参加し、東日本大震災の被災地に歌を届けつつ、同時に復興の現状や課題などについて話を伺ったりしている。

〔松本奈々子〕

2016 年 4 月に修士課程に入学した。

(1)個人研究

個人研究の関心は、伝統文化と地域の関係、とくに無形伝統文化財「祭」の保存活用継承活動にある。近年、伝統文化を自治体再生の資源として活用する実践が増えている。また、形が変わりうる無形伝統文化財を、保存あるいは再構成するののかについての判断は各地域の戦略に委ねられている。現代の社会、それぞれの地域の文脈において、伝統文化を読みとき解釈する活動群に注目し、伝統文化の/と地域について考察したいと考えている。

(2)授業

社会教育学・生涯学習、文化社会学、宗教社会学、質的研究方法等

(3)研究室の活動

- ・日本社会教育学会紀要 2015 年社会教育研究動向の執筆
- ・柏地区キッズセミナー「万華鏡のひみつ」の講師を担当
- ・岐阜サイエンスキャンプに参加
- ・街 ing 本郷の活動に参加
- ・飯田市でのフィールドワークに参加、「華齢なる音楽祭」における多世代交流について調査及び報告書執筆

(社会教育学・生涯学習論研究室 研究生)

〔楊映雪〕

本年度は授業とゼミに参加し、社会教育学研究の基礎となる知識および方法論等について勉強した。夏休みに、長野県飯田市のフィールドワークに参加し、当地の市民や高校生と交流した。8 月に千葉県柏市との共同企画「キッズセミナー」の活動に参加し、1 月に「くるるセミナー」の中国語講師を担当

する予定である。また、「プラチナ未来スクール・ロボット教室」の補助スタッフとして、子供と一緒にレゴロボットを製作した。理論および現場から、日本の社会教育・生涯学習、そして現代社会の課題に関して幅広い知見が広がり、研究を行うための情報収集力、学术论文の作力、また論理的な思考力などが徐々に高まってきた。

個人研究としては、昨年度に引き続き、研究関心である上海市の「広場ダンス」について先行研究を調査した。問題関心としては、現在の中国社会に感じている「生き辛さ」に対して、ダンス者はなぜ「たくましさ」を呈示したのか、またそれは現代社会にどのような関係があるのかについて見ていきたいと考えている。

学位論文

博士論文

2016年12月(課程博士)

歌川光一「近代日本における中上流階級女子のたしなみ像—19世紀末から20世紀初頭東京の音楽文化に着目して—」

2017年2月(課程博士)

宮田玲「Controlled Authoring for Document Multilingualisation Using Machine Translation (機械翻訳を活用した多言語文書展開のための制限オーサリング)」

2017年2月(論文博士)

上原直人「公民教育としての社会教育の形成と展開—1920年代から戦後改革期における思想分析を中心に—」

修士論文

2017年3月

朱心茹「発達性ディスレクシアに特化した読みやすい和文書体の研究」

宮本愛「戦前期東京における公共図書館の利用者—女性に焦点を当てて—」

岩井美樹「専門語彙の構造的特徴を活用した対訳専門用語集の拡張手法の提案」

唐麟源「ことばの安定性:言語使用を可能にする条件について—日本国会における首相答弁を例に—」

大野公寛「サイレント・マジョリティの学校参加論—島根県立隠岐島前高校魅力化プロジェクトを事例として—」

丹田桂太「近代学校教育制度と「地元」—青年のキャリア形成をとらえる視点の再検討—」

永野恵「公立文化ホールにおける指定管理者制度に関する研究—「協働」による「地域ガバナンス」に着目して—」

図書館情報学研究室教員・院生一覧

教授 影浦 峽

客員教授 吉田 右子

博士課程 井田 浩之
高橋 恵美子
宮田 玲
志村 瑠璃
新井 庭子 (学環)
矢田 竣太郎
山田 翔平

修士課程 朱 心茹
宮本 愛
岩井 美樹 (学環)
唐 麟源 (学環)

研究生 韓 尚珉
朴 恵

修士課程 大野 公寛
末光 翔
丹田 桂太
永野 恵
付 雨菲
栗田 智美
佐藤 志保里
鯛 仁和
福森 敏也
松本 奈々子

研究生 楊 映雪

社会教育学・生涯学習論研究室教員・院生一覧

教授 牧野 篤

准教授 李 正連
新藤 浩伸

特任助教 松山 鮎子
古壕 典洋

博士課程 大山 宏
金 宝藍
中川 友理絵
山口 香苗
相良 好美
杉浦 ちなみ
西川 昇吾
須藤 誠
松田 弥花
入江 優子
詹 瞻
堀本 暁洋
松尾 有美